

第 3 期 熊本県高齢者居住安定確保計画

令和 3 年（2021 年）6 月

熊 本 県

第3期 熊本県高齢者居住安定確保計画

目 次

第1章 計画概要

- 1. 計画の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 高齢者を取り巻く現状

- 1. 高齢者に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 高齢者の住まいに関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- （参考）介護保険施設と高齢者向け住まいとの違い・・・・・・・・・・ 14

第3章 基本的方針

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3. 高齢者向け住まいの供給目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 施策の展開

- 1. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2. 施 策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3. 成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

資料編

- 1. 第2期計画の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2. 高齢者向け住まい及び介護保険施設等の分布・・・・・・・・・・ 27
- 3. サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームに関する現状・・ 40
- 4. 第3期熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会名簿・・・・ 42

第1章 計画概要

1. 計画の背景と目的

我が国では高齢化が急速に進行してきましたが、本県における現在（令和2年3月 熊本県推計人口調査結果報告）の高齢化率は31.1%と高い水準となっています。今後、高齢者数はピークを迎えようとしており、団塊世代が後期高齢者に移行するなど、さらに高齢社会の環境の変化が見込まれるなかで、高齢期を安心して迎え、過ごすために、高齢期に適した住まいの確保やサービス等の充実が必要となっています。

このような中、高齢者の住まいの安定確保のための取組みを強化するため「高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）」が平成21年に改正されました。国土交通省と厚生労働省との共管や、市町村による「高齢者居住安定確保計画」の策定など、住宅施策と福祉施策の連携や県と市町村の連携を一層図ることで、より良い住まいや施設、介護サービス、生活支援サービス等の環境整備を進めることを目指しています。

平成29年度には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され、同10月から新たなセーフティネット制度が施行されました。

本県では、平成22年度に第1期、平成26年度に第2期熊本県高齢者居住安定確保計画を、また、上位計画である「熊本県住生活基本計画」を平成29年度に改訂し、「熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」についても令和2年度に第8期計画を策定しております。

これらの制度改正や上位・関連計画を踏まえ、本計画「第3期熊本県高齢者居住安定確保計画」を策定し、本県の高齢者の住まいの施策の一層の充実を図ることを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、高齢者住まい法第4条に基づく「高齢者居住安定確保計画」（都道府県計画）として策定し、本県の高齢者の住まいに関する施策を総合的に推進するための基本的な方針とします。

また、「熊本県住生活基本計画」で重点政策目標として定めた「高齢者が安心して暮らせる住宅・住環境の整備」を実現させるための計画とし、「熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」との連携を図ります。

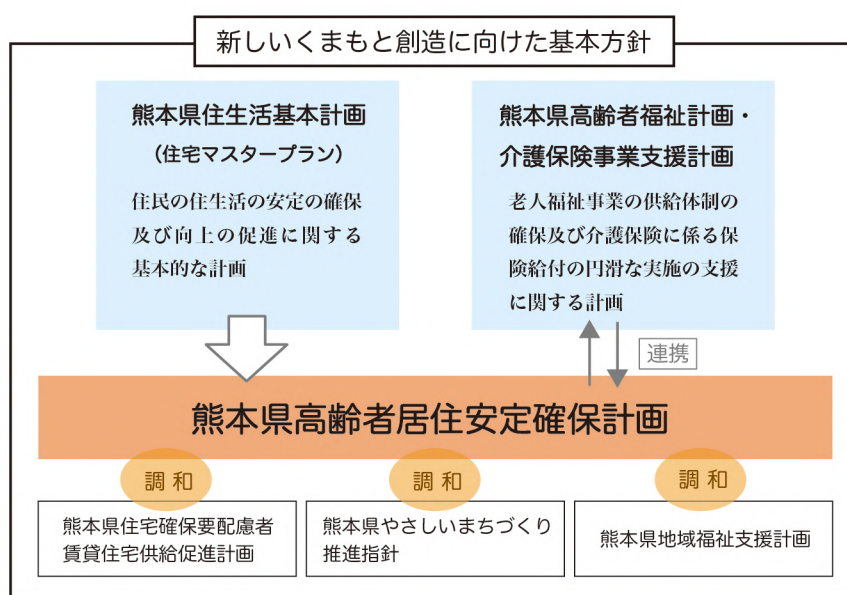


図 1-1. 本計画の位置付け

3. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6ヶ年とします。

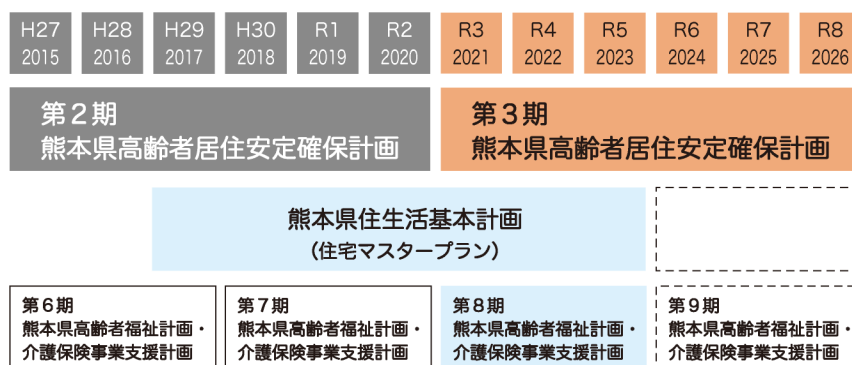


図 1-2. 計画の期間

第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 高齢者に関する現状

(1) 高齢者の人口の推移

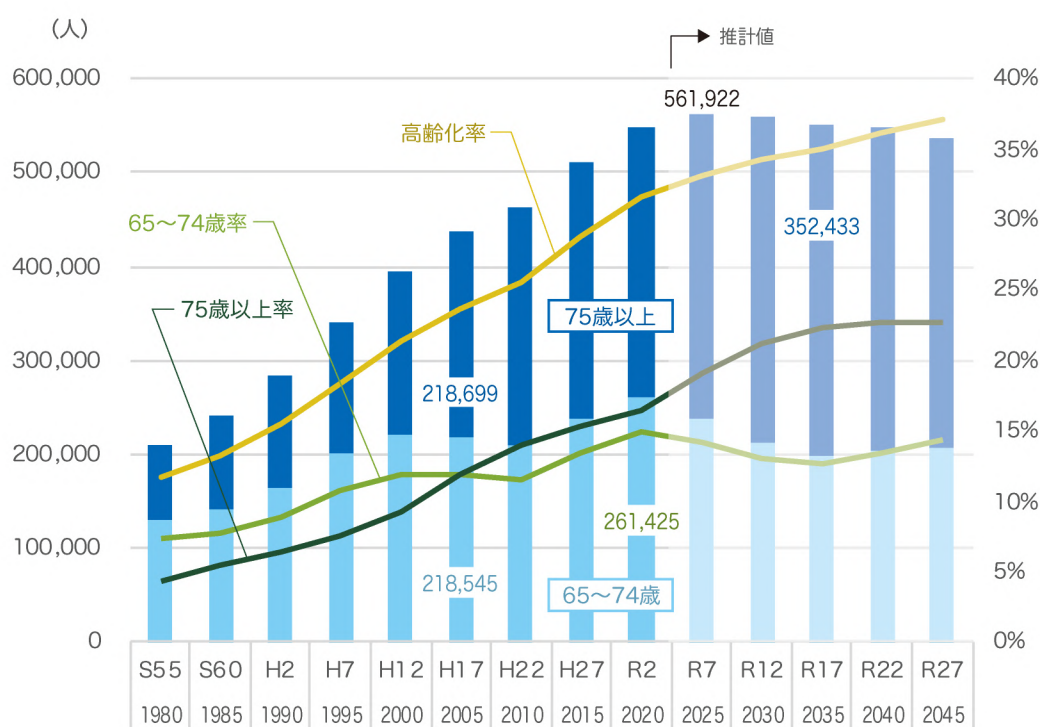
平成 17 年（2005 年）に 75 歳以上の人口が 65～74 歳の人口を上回りました。

65～74 歳の人口は、令和 2 年（2020 年）にピーク 261,425 人となっています。

75 歳以上の人口は、令和 17 年（2035 年）にピーク 352,433 人となる見込みです。

65 歳以上の人口は、令和 7 年（2025 年）頃にピーク 561,922 人となる見込みです。

また、今後、団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者に移行します。



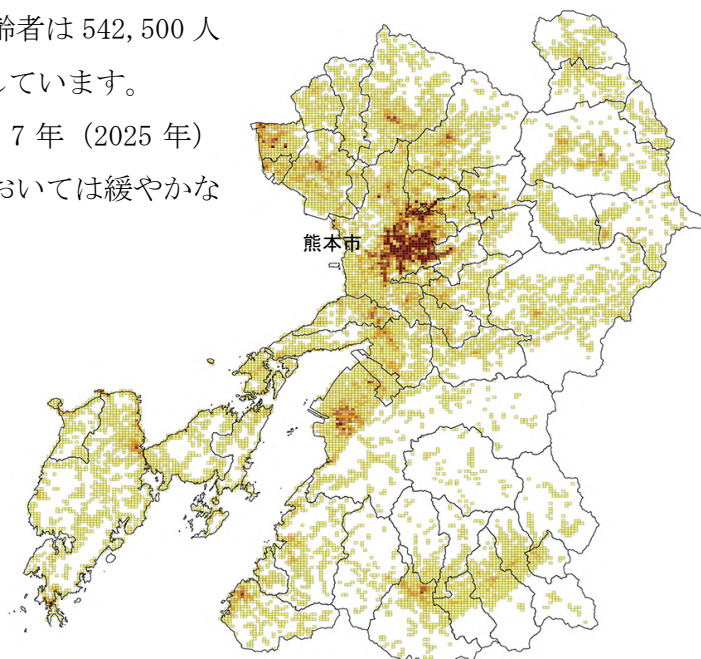
S55～H27：国勢調査、R2～R27：国立社会保障・人口問題研究所による推計

図 2-1. 高齢者の人口の推移

(2) 高齢者の分布と将来推計

令和元年（2019 年）の県内の高齢者は 542,500 人です。うち熊本市に 36%が集中しています。

また、高齢者数のピークは令和 7 年（2025 年）頃の見込みであり、当面 5 年間においては緩やかな増加となることが予想されます。

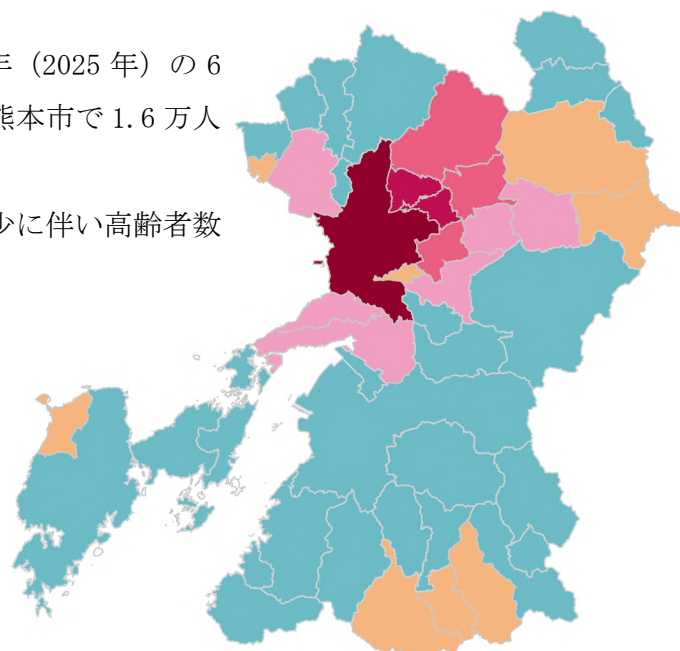


2020 年 国立社会保障・人口問題研究所による推計

図 2-2. 高齢者の分布

令和元年（2019 年）と令和 7 年（2025 年）の 6 年間で高齢者数の増減をみると、熊本市で 1.6 万人の増加が見込まれています。

一方、25 市町村では、人口減少に伴い高齢者数も減少する見込みです。



2019 年 住民基本台帳

2025 年 国立社会保障・人口問題研究所による推計

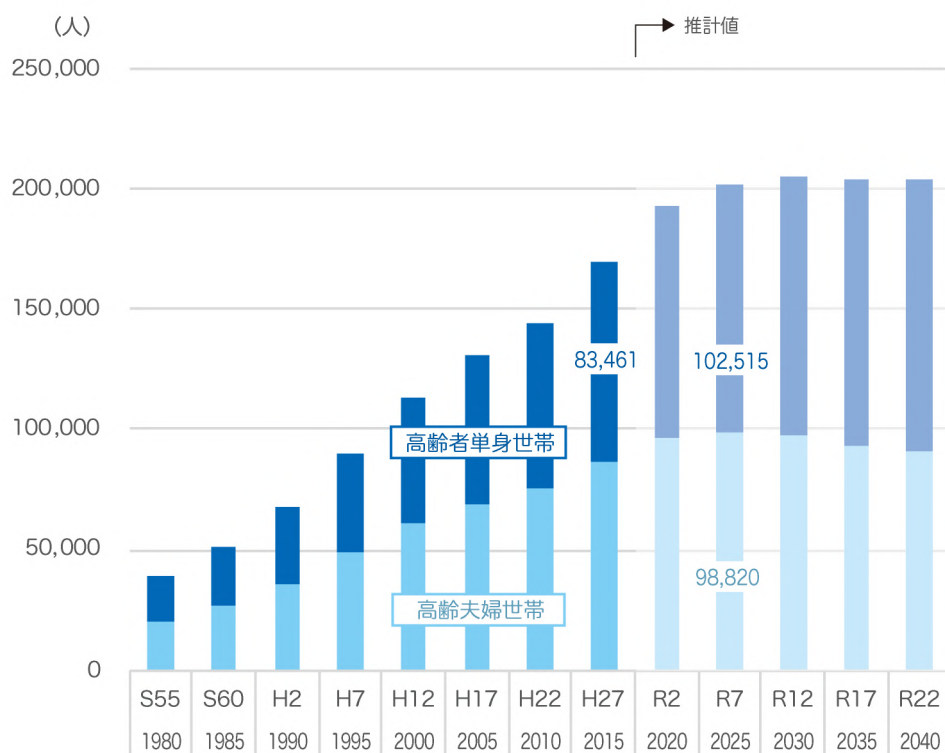
図 2-3. 市町村別の人口の増減予測（2015 年-2025 年）

（３）高齢者の世帯の状況

高齢者単身世帯は、平成 27 年（2015 年）に 83,461 世帯であり、引き続き増加傾向が続く見込みです。令和 2 年（2020 年）から令和 7 年（2025 年）までの 5 年間で、7%程度の増加が見込まれています。

高齢夫婦世帯は、令和 7 年（2025 年）に 98,820 世帯でピークとなる見込みです。

令和 7 年（2025 年）に高齢者単身世帯（102,515 世帯）が高齢夫婦世帯（98,820 世帯）を上回る見込みです。



* 高齢者単身世帯：65 歳以上の人一人のみの一般世帯

但し、S55, S60 は、60 歳以上の人一人のみの世帯、60 歳以上の人一人と未婚の 18 歳未満の者のみから成る世帯

* 高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

但し、S55, S60 は、夫又は妻のいずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯、いずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組と未婚の 18 歳未満の人のみから成る世帯

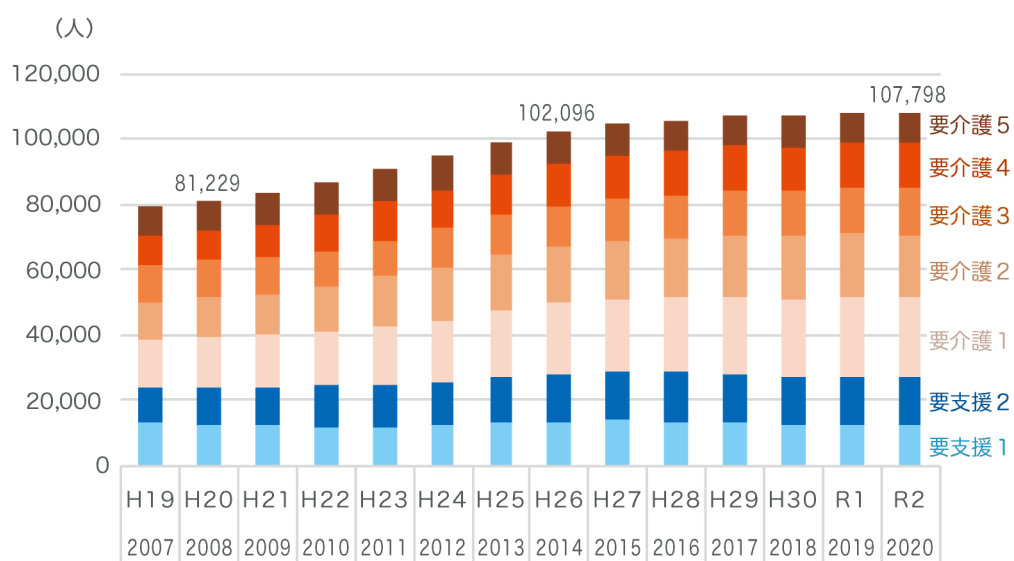
H2 は、夫又は妻のいずれかが 65 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

S55～H27：国勢調査、R2～R27：国立社会保障・人口問題研究所による推計

図 2-4. 高齢者単身世帯・高齢夫婦世帯の推移

(4) 要介護認定者数の推移

要介護等認定者数は、平成 12 年に介護保険制度が創設されて以降増加を続け、平成 20 年（2008 年）に 8 万人を、平成 26 年に 10 万人を超えました。平成 29 年（2017 年）以降は、ほぼ横ばいで推移しており令和 2 年（2020 年）は 107,798 人となっています。



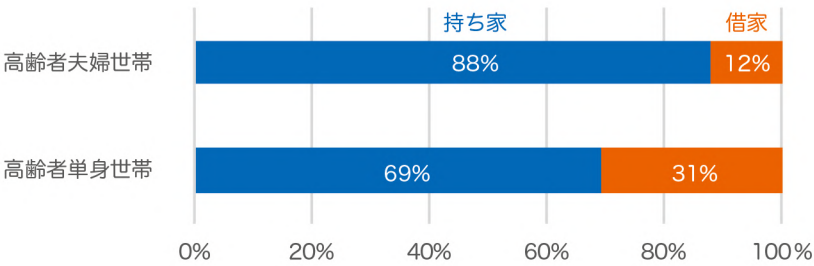
熊本県調べ

図 2-5. 要介護度別認定者数の推移

2. 高齢者の住まいに関する現状

(1) 高齢者夫婦世帯と高齢者単身世帯の住宅の所有関係

高齢者夫婦世帯に比べ、高齢者単身世帯のほうが借家の割合が高くなっています。



* 高齢者夫婦世帯：「いずれか一方のみが 65 歳以上夫婦」及び「夫婦とも 65 歳以上」の世帯

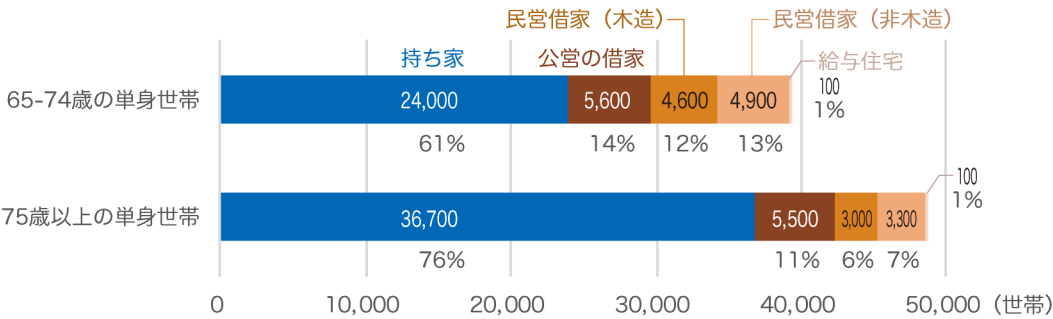
平成 30 年住宅・土地統計調査

図 2-6. 高齢者夫婦世帯と高齢者単身世帯の住宅の所有関係

(2) 前期・後期高齢者単身世帯の住宅の所有関係

75 歳以上で持ち家の数・率とも大きくなっており、年齢が高いほど、持ち家の傾向が強いことがうかがえます。

借家をみると 75 歳以上より 65-74 歳のほうが世帯数・割合とも大きくなっています。特に、民営借家の割合が高くなっています。



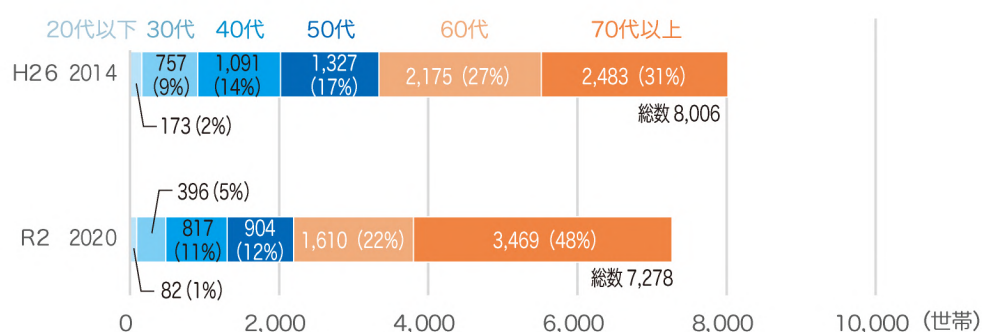
平成 30 年住宅・土地統計調査

図 2-7. 前期・後期高齢者単身世帯の住宅の所有関係

(3) 県営住宅における高齢者の入居状況

県営住宅における、世帯主が 60 歳以上である世帯は、平成 26 年 (2014 年) の 4,658 世帯 (58%) から、令和 2 年 (2020 年) には 5,079 世帯 (70%) に世帯数・割合ともに増加しています。

特に 70 代以上は、6 年で 4 割増となっており、公営住宅の果たす役割が大きくなっています。

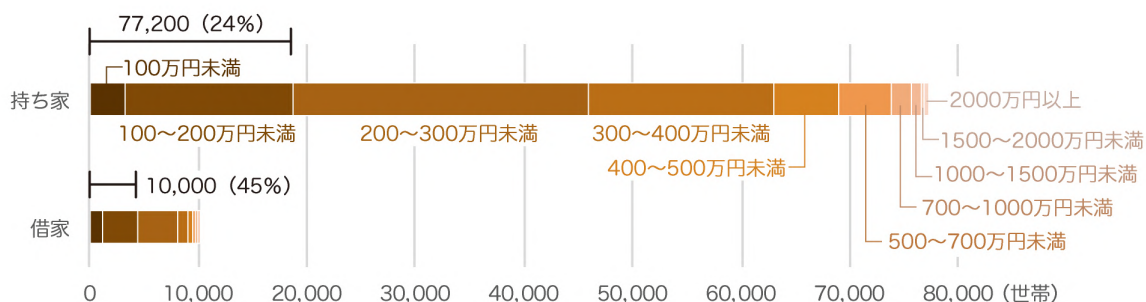


熊本県調べ H26:3 月末 R2:12 月 1 日

図 2-8. 県営住宅における世帯主の年代別世帯数割合

(4) 高齢者夫婦世帯の住宅の所有関係と収入の状況

高齢者夫婦世帯のうち、持ち家は 77,200 世帯 (24%)、借家は 10,000 世帯 (45%) が年間収入 200 万円未満となっています。

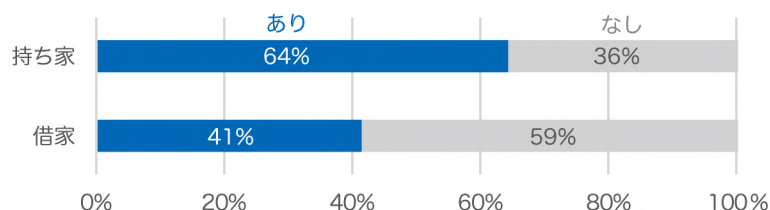


平成 30 年住宅・土地統計調査

図 2-9. 高齢者夫婦の住宅の所有別年間収入別世帯数

(5) 高齢者等のための設備の状況

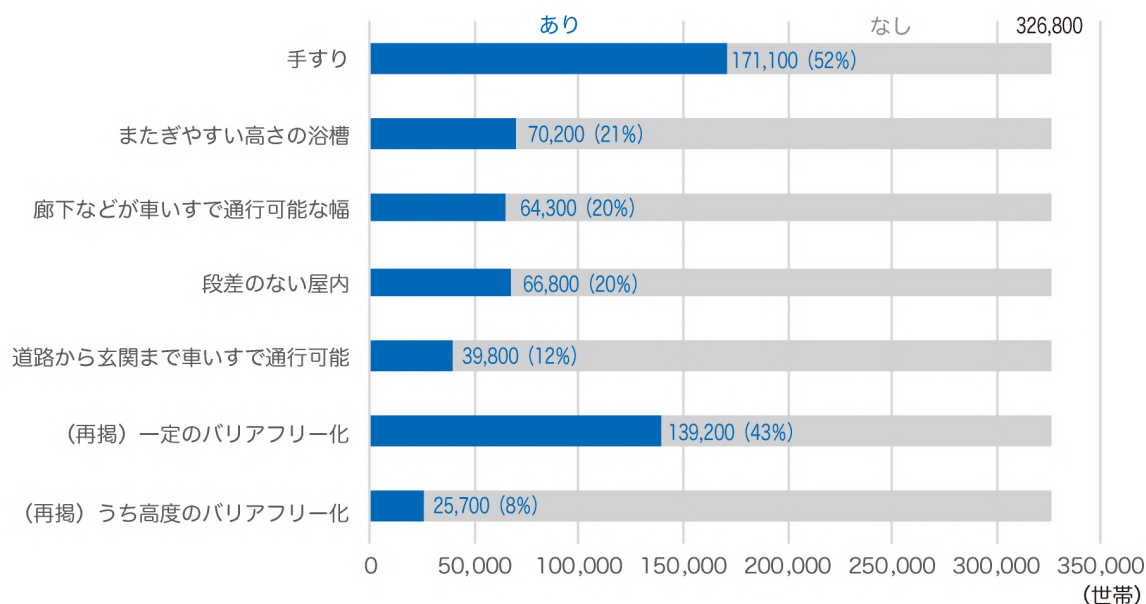
高齢者が居住する住宅における高齢者等のための設備の有無は、持ち家で 64%あるのに対し、借家では 41%にとどまっており整備が遅れている状況です。



平成 30 年住宅・土地統計調査

図 2-10. 住宅の所有関係別高齢者等のための設備の有無

高齢者のいる 326,800 世帯のうち、手すりがあるのは 171,100 世帯で 52%と約半数となっていますが、高度なバリアフリー化は 25,700 世帯で 8%にとどまっています。



* 一定のバリアフリー化：2 箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消

* 高度なバリアフリー化：2 箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車いすで通行可能な廊下幅

平成 30 年住宅・土地統計調査

図 2-11. 高齢者等のための設備の状況

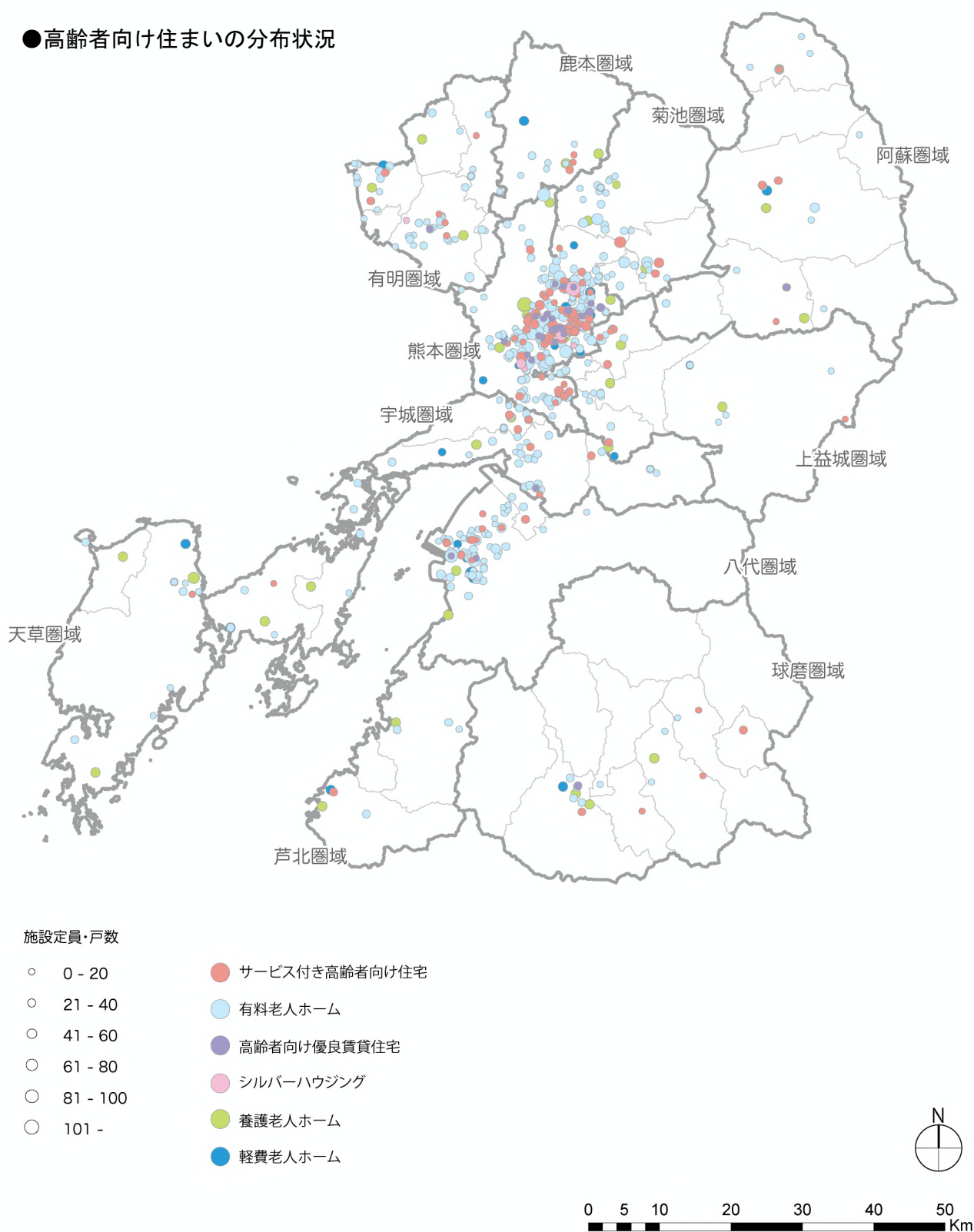
(6) 高齢者向け住まいの概要と整備状況

高齢者向け住まいとは、高齢者居住生活支援体制（保険医療サービスや福祉サービスを提供する体制）が確保された賃貸住宅等と定義し、具体的には以下のとおりです。

表 2-1. 高齢者向け住まいの概要

	①サービス付き 高齢者向け住宅	②有料老人 ホーム	③高齢者向け優 良賃貸住宅 (高優賃)	④公営住宅 (シルバーハウジング)	⑤養護老人 ホーム	⑥軽費老人 ホーム
根拠法	高齢者住まい法 第5条	老人福祉法 第29条	(旧) 高齢者 住まい法	公営住宅法	老人福祉法 第20条の4	社会福祉法 第65条 老人福祉法 第20条の6
基本的性格	高齢者 のための住居	高齢者 のための住居	高齢者 のための住居	低額所得高齢者 のための住居	環境的、経済的 に困窮した高齢 者のための住居	低所得高齢者 のための住居
定義	状況把握サービ ス、生活相談 サービス等の福 祉サービスを提供する住宅	①入浴、排せつ 又は食事の介護 ②食事の提供 ③洗濯、掃除等 の家事 ④健康管理 のいずれかをす る事業を行う施設	緊急時対応サー ビスの利用が可 能な賃貸住宅	住宅に困窮する 低額所得者に対 して低廉な家賃 で賃貸する住宅 (シルバーハウ ジング) 安否確 認、緊急時対応 の生活支援を実 施	入居者を養護 し、その者が自 立した生活を営 み、社会的活動 に参加 するため に必要な指導及 び訓練その他の 援助を行うこと を目的とする施設	無料又は低額な 料金で食事の提 供その他日生活 上必要な便宜を 供与することを 目的とする施設
利用できる 介護保険	訪問介護、通所介護等の居宅サービス					
	特定施設入居者生活介護 (設置者が指定を受けた場合)				特定施設入居者生活介護 (設置者が指定を受けた場合)	
主な 設置主体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	・ 地方公共団体	・ 地方公共団体 ・ 社会福祉法人	・ 地方公共団体 ・ 社会福祉法人 ・ 知事許可を受 けた団体
対象者	次のいずれかに 該当する単身・ 夫婦世帯 ・ 60歳以上の者 ・ 要介護/要支援 認定を受けてい る60歳未満の者	老人 (老人福祉法 上、老人に関す る定義がない)	60歳以上の者、 又は同居するそ の配偶者等	住宅に困窮し、 収入が一定額以 下の60歳以上の 者、又は同居す るその配偶者等	65歳以上の者で あって、環境上 及び経済的理由 により居宅にお いて養護を受け ることが困難な 者	身体機能の低下 等により自立し た生活を営むこ とについて不安 であると認めら れる者であっ て、家族による 援助を受けるこ とが困難な60歳 以上の者
1人当たり 面積	25㎡以上 (戸当り)	13㎡ (参考値)	25㎡以上 (戸当り)	25㎡以上 (戸当り)	10.65㎡	21.6㎡ (単身) 31.9㎡ (夫婦)

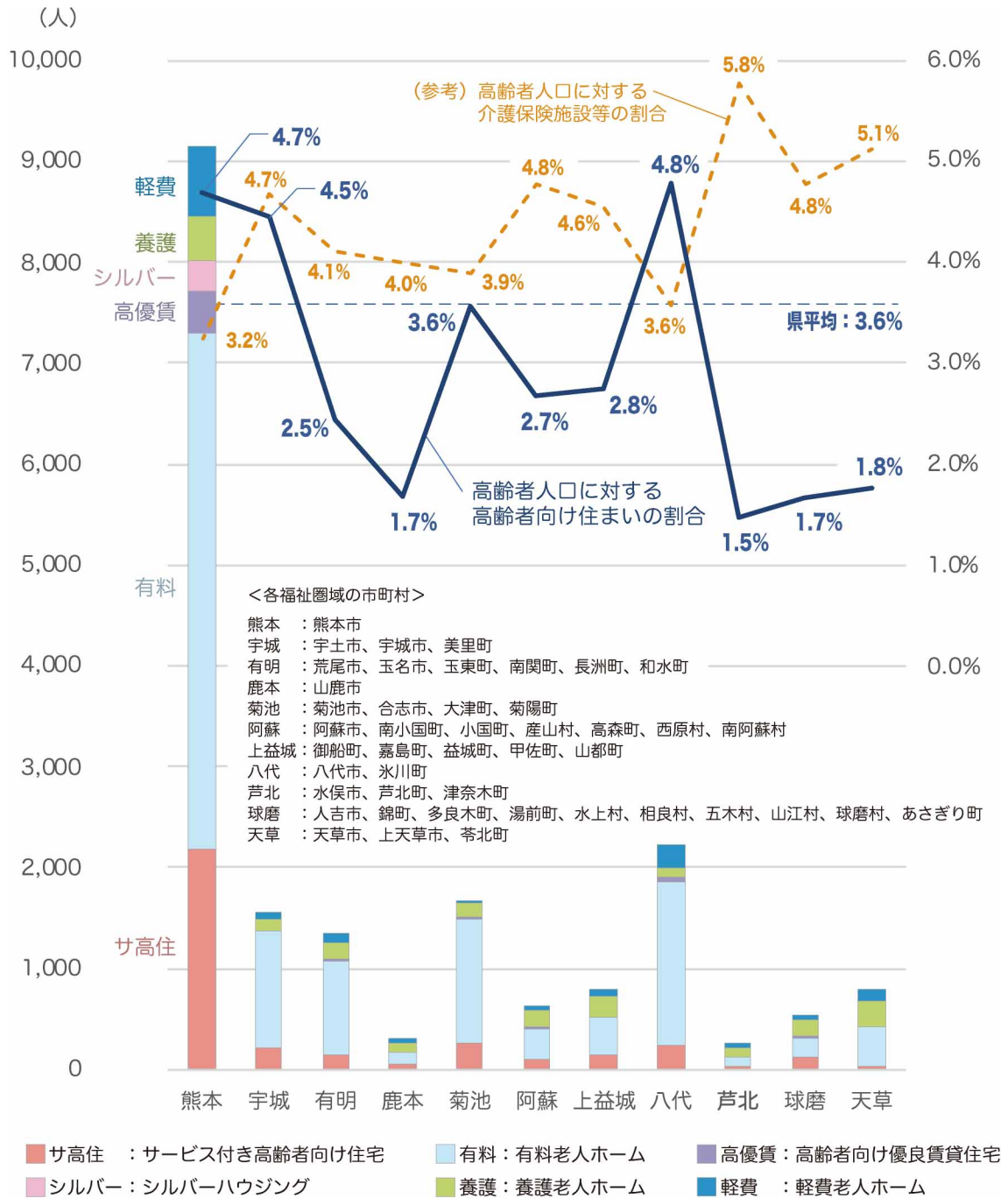
●高齢者向け住まいの分布状況



熊本県健康福祉部長寿社会局 高齢者関係資料集（令和3年1月）

図 2-12. 高齢者向け住まいの分布

●福祉圏域ごとの整備状況



熊本県健康福祉部長寿社会局 高齢者関係資料集（令和3年1月）

図 2-13. 圏域別高齢者向け住まいの定員数及び高齢者人口に対する割合

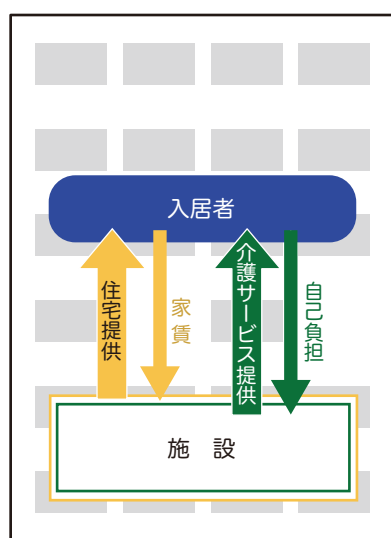
(参考) 介護保険施設と高齢者向け住まいとの違い

特別養護老人ホームなどの介護保険施設における介護サービスは、施設（の職員）により提供されます。

一方、在宅や高齢者向け住まいにおける介護サービスは、居宅サービス事業所や地域密着型サービス事業所により提供されます。ただし、高齢者向け住まいであっても、設置法人が介護保険法上の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合は、施設（の職員）により提供されます。

【介護保険施設】

(住まいと介護サービスを一体的に提供)



【高齢者向け住まい】

(住まいと介護サービスは別々に提供)

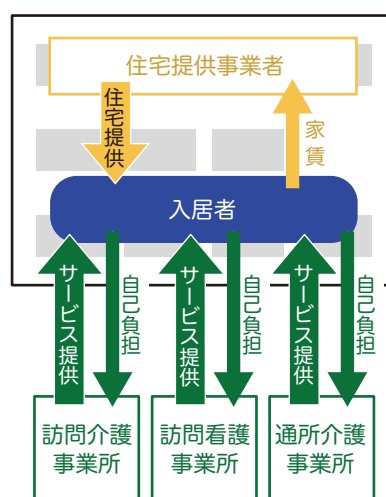


図 2-14. 介護保険施設及び高齢者向け住まいにおける介護サービスのイメージ

表 2-2. 介護保険施設等の整備状況・計画

介護保険施設等の種類	第 6 期末までの 整備数	第 7 期 (H30～R2) (見込み)	第 8 期 (R3～R5) (計画)
介護老人福祉施設	9, 198	263	231
広域型	7, 327	80	86
地域密着型	1, 871	183	145
介護老人保険施設	6, 598	—	—
介護医療院	—	1, 440	—
認知症高齢者グループホーム	3, 057	297	203
合計	18, 853	2, 263	665

整備数は整備着手年度（期）ベース

第3章 基本的方針

1. 基本理念

本計画の基本理念を

高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心していきいきと暮らせる住まいの実現

とします。

2. 基本目標

基本理念を実現するために、本計画では、高齢者住まい法に則り、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム（高齢者向け住まい）の供給の目標を定めるとともに、3つの基本目標を定めることとします。

基本目標1：高齢者向け住まいの供給促進

サービス付き高齢者向け住宅をはじめ、緊急時の対応や安否確認などの高齢者居宅生活支援体制が確保された高齢者向け住まいの供給を促進します。

また、住まいのバリアフリー化等を促進するとともに、様々なニーズに応じた住まいの確保に向けた情報提供・入居相談体制の充実を図ります。

基本目標2：高齢者向け住まいの管理・運営の適正化

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへの立入検査や施設長等を対象とした研修等を行うことで、高齢者向け住まいの管理・運営の適正化を図ります。

また、近年の全国的な災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、高齢者への支援体制の整備に取り組みます。

基本目標3：高齢者居宅生活支援の充実

居宅サービスや生活支援サービスの整備を促進することで、高齢者向け住まいに関連する居宅生活支援の充実を図ります。

また、地域における住民交流をさらに進めるため、地域交流拠点の整備等を推進します。

3. 高齢者向け住まいの供給目標

熊本県住生活基本計画（平成 30 年 3 月策定）において、県内の高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合を、将来的には 5%にすることを目標としています（国の計画では目標 4%）。令和元年度（2019 年度）末時点での、熊本県内の同割合は、約 3.6%となっており、引き続き高齢者向け住まいの供給を促進する必要があります。

また、熊本県内の高齢者向け住まいのうち全体の 8 割を占めるサービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの入居率は、平均で約 9 割と高い値となっています。

そこで、本計画では、第 2 期計画期間中の供給数（年平均約 710 人分）を確保することを目標とします。

現 状

【現状（令和元年度末）】

約 19,300 人



目 標

【令和 8 年度】

約 24,300 人

第4章 施策の展開

1. 計画の体系

基本理念、基本目標、施策の体系を下記に示します。

基本理念	基本目標	基本施策	具体的な施策 * 成果指標番号 (P23 参照)
高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心していきいきと暮らせる住まいの実現	1 高齢者向け住まいの供給促進	(1) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	① サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 * 指標 1
		(2) 公営住宅における高齢者対応の強化	① シルバーハウジング・プロジェクトの適正運営の推進 * 指標 1 ② 低所得高齢者等の優先入居や低層階入居等の推進 ③ 公営住宅における高齢者生活支援機能の充実等
		(3) 老人ホーム等の良質化	① 良質な有料老人ホームの確保 * 指標 1 ② 養護老人ホーム等の計画的整備等の支援
		(4) 民間賃貸住宅の提供促進	① 新たな住宅セーフティネット制度に基づく賃貸住宅の提供促進 ② 既存ストックの高齢者向け住まい等への活用促進
		(5) 住環境の整備支援及び情報提供の充実	① 住まいのバリアフリー化等の促進 * 指標 2 ② 情報提供、入居相談体制の整備 ③ 住替えの支援
	2 高齢者向け住まいの管理・運営の適正化	(6) 高齢者向け住まいの管理の適正化	① 高齢者の住まいの提供事業者等の質の確保 * 指標 3 ② 介護事業者等の質の確保
		(7) 住まいの提供事業者等の適正な運営の確保	① サービス付き高齢者向け住宅制度の適正な運用・普及 * 指標 3 ② 有料老人ホーム等の適正な運用・普及 * 指標 3 ③ 事故発生時における報告及び再発防止対策の実施の徹底
		(8) 災害や感染症への体制整備	① 災害時の避難体制の確保 * 指標 4 ② 感染症に対応したサービス提供体制の確保
	3 高齢者居宅生活支援の充実	(9) 居宅サービスの整備促進	① 訪問看護サービスの充実 ② 中山間地域等における居宅サービスの確保
		(10) 生活支援サービスの整備促進	① サービス付き高齢者向け住宅の制度の適正な運用・普及 (再掲) ② 地域包括支援センターによる情報提供・相談体制の充実等
		(11) 地域住民との交流促進	① 「地域の縁がわ」の普及 ② 有料老人ホームの自治会等との連携 * 指標 5

2. 施 策

基本目標 1. 高齢者向け住まいの供給促進

(1) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

①サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することとし、特に、中山間地域等における拠点地域への立地を誘導します。
- ・登録基準は法準拠とし、必要に応じて見直しを検討します。

(2) 公営住宅における高齢者対応の強化

①シルバーハウジング・プロジェクトの適正運営の推進

- ・シルバーハウジング・プロジェクトについて、事業の実施主体である市町村を支援します。

②低所得高齢者等の優先入居や低層階入居等の推進

- ・県営住宅において、所得の低い高齢者等の住まいを確保するため、入居募集の際に倍率優遇を実施するとともに、身体的に階段昇降が困難な高齢者について、低層階住戸やエレベーター設置棟に住めるよう配慮します。
- ・市町村営住宅についても、同様の措置を市町村に働きかけます。

③公営住宅における高齢者生活支援機能の充実等

- ・公営住宅については、必要に応じて、高齢者生活支援機能の充実を図るなど、高齢者が安心して生活できるような環境整備を推進します。

(3) 老人ホーム等の良質化

①良質な有料老人ホームの確保

- ・県指導指針に合致した施設整備が行われるように、事前協議等の手続きを通じて助言・指導を行い、良質な有料老人ホームの確保を図ります。

②養護老人ホーム等の計画的整備等の支援

- ・介護付き有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護施設については、地域の実情に応じて、計画的に整備を推進します。
- ・養護老人ホームについては、老朽化に伴う改築等に対して支援します。
- ・軽費老人ホームを低額な料金で利用できるように、利用料の減免に対して補助金を交付します。

(4) 民間賃貸住宅の提供促進

①新たな住宅セーフティネット制度に基づく賃貸住宅の提供促進

- ・新たな住宅セーフティネット制度を推進し、住宅登録の促進や高齢者に提供可能な民間賃貸住宅の充実に向けて不動産関係団体等との連携を図ります。

②既存ストックの高齢者向け住まい等への活用促進

- ・空き家や空き建築物等の既存ストックについて、高齢者向け住まいや高齢者居宅生活支援事業所等への活用を推進します。

(5) 住環境の整備支援及び情報提供の充実

①住まいのバリアフリー化等の促進

- ・住宅のバリアフリー化の理解を深めるため、普及啓発を図ります。
- ・バリアフリー化した民間賃貸住宅の供給促進を図るため、国及び県の補助事業によりサービス付き高齢者向け住宅の供給を支援するとともに、既存の民間賃貸住宅のバリアフリー改修に係る国補助事業の活用を広く呼びかけます。
- ・既設の県営住宅のユニバーサルデザイン化を推進します。また、市町村営住宅のユニバーサルデザイン化を促進するため、市町村向けの研修会を実施するとともに、既存住宅のバリアフリー対策を講じるよう働きかけます。

②情報提供、入居相談体制の整備

- ・サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、老人ホーム等の多様な高齢者向け住まいについて、パンフレット等を活用し、普及啓発を行います。また、ホームページ等の充実を図るとともに、市町村や地域包括支援センターに対しても情報提供を行います。
- ・サービス付き高齢者向け住宅については、(一財) 熊本県建築住宅センター及び各市町村等と連携し、情報提供の充実を図ります。
- ・新たな住宅セーフティネット制度に基づく県指定居住支援法人との連携を図り、登録住宅や高齢者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供・入居相談体制の充実を図ります。
- ・市町村がそれぞれの地域の実情に応じた居住支援体制の構築について検討されるよう、熊本県居住支援協議会において、市町村居住支援協議会の設立等を働きかけます。
- ・地域包括支援センターにおいて、高齢者向け住まいに関する相談にも対応が可能となるよう情報提供・相談体制充実のための支援を行います。

③住替えの支援

- ・国による支援策等の動向を踏まえ、高齢者向け返済特例制度やリバースモーゲージ制度といった住生活関連資金の確保等に関する情報提供を推進します。

基本目標 2. 高齢者向け住まいの管理・運営の適正化

(6) 高齢者向け住まいの管理の適正化

① 高齢者の住まいの提供事業者等の質の確保

- ・サービス付き高齢者向け住宅について、立入検査を実施し、登録基準への適合状況について確認するとともに、適正に維持・更新されるよう指導します。

② 介護事業者等の質の確保

- ・有料老人ホームについて、施設長等を対象とした研修を行うとともに、計画的な立入検査等を実施し、適正に維持・更新されるよう指導します。また、有料老人ホームの未届施設の把握に努め、適切に指導を行います。

(7) 住まいの提供事業者等の適正な運営の確保

① サービス付き高齢者向け住宅制度の適正な運用・普及

- ・サービス付き高齢者向け住宅について、登録事項及び管理の状況について定期的に報告を求めるとともに、立入検査を実施し、状況把握・生活相談サービスの適正な提供について指導を行います。
- ・高齢者住まい法に基づき、終身建物質貸事業の運営が適正に行われるよう指導します。

② 有料老人ホーム等の適正な運営・普及

- ・賃貸住宅においてサービスを提供する者が、「高齢者居宅生活支援サービスに係る指針」に従いサービス提供を行うように、当該指針の周知と助言等を行います。
- ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）について、訪問介護事業所等が併設されている場合など、立入検査を実施し、生活支援サービスが利用者のニーズに応じて適切に提供されるよう指導します。
- ・サービス提供事業者による虐待や身体拘束の根絶に向けて、責任者や職員を対象とした研修の実施や立入検査等における指導を行います。
- ・介護サービス事業所に対しては、介護サービスが適切に提供され、適正な介護給付費の請求がなされるよう指導・監査を行います。

③ 事故発生時における報告及び再発防止対策の実施の徹底

- ・事故発生の防止のため、委員会や職員研修の定期的な開催について指導するとともに、事故発生時における報告及び再発防止対策の実施を徹底させます。

(8) 災害や感染症への体制整備

1) 災害時の避難体制の確保

①水害等対策の強化

- ・高齢者向け住まいのうち養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペース確保のための改修を支援します。

②要配慮者利用施設への支援

- ・市町村防災計画で要配慮者利用施設と定められている高齢者向け住まいについては、各施設の防災対策の取組み状況を把握するとともに、災害時に円滑に避難活動が図られるよう市町村と連携しながら支援します。

③災害時の避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- ・避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画について、市町村に対し該当者の特性に応じた策定・見直しの支援を行うとともに、防災訓練等の実施による計画の実効性の確保を図ります。

④専門家や地域住民と連携した防災対策の支援

- ・高齢者向け住まいにおいて、災害への対応力強化が図られるよう、専門家による防災研修や、住民参加型の防災訓練の実施等を支援します。

2) 感染症に対応したサービス提供体制の確保

①介護サービス提供体制の支援

- ・高齢者向け住まいにおいて感染者が発生した場合においても事業継続ができるよう、必要なかかり増し経費の支援や応援職員の派遣に伴う費用について支援します。

②高齢者施設等での感染拡大防止に向けた研修の実施

- ・高齢者向け住まいで感染者が集団発生した場合等を想定し、他の施設から応援派遣される職員等を対象とした、防護具の着脱訓練等の研修を実施します。
- ・厚生労働省が作成した介護サービスに従事する職員向けの研修プログラム・教材等の周知を図り、事業所や職員等が行う自主的な感染防止対策研修の取組みを支援します。

③IoT 技術を活用した感染防止対策の促進

- ・感染防止対策のため、サービス付き高齢者向け住宅における IoT 技術を活用した非接触でのサービス提供を可能とする工事に係る国補助事業の活用を推進します。

基本目標 3. 高齢者居宅生活支援の充実

(9) 居宅サービスの整備促進

①訪問看護サービスの充実

- ・県内全域で訪問看護を利用できるよう、訪問看護サービス体制を整備するとともに、一層の体制強化、機能強化を支援します。

②中山間地域における居宅サービスの確保

- ・在宅生活を支える基盤づくりを推進するため、中山間地域等において地域の実情に応じた在宅サービス提供体制づくりに取り組む市町村及び団体に対する支援を検討します。

(10) 生活支援サービスの整備促進

①サービス付き高齢者向け住宅制度の適正な運用・普及（再掲）

②地域包括支援センターによる情報提供・相談体制の充実等

- ・配食や見守り、外出支援等、地域の実情に応じて活動や参加に必要な支援を実施する市町村の取組み（地域支援事業）を支援するとともに、当該事業の積極的な活用を働きかけます。
- ・市町村による生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者間のネットワーク化を行う「生活支援コーディネーター」の配置や定期的な情報共有及び連携強化の場となる協議体の設置を促進します。
- ・市町村や地域包括支援センターなど関係機関を対象に、「介護予防・生活支援アドバイザー」を派遣します。

(11) 地域住民との交流促進

①「地域の縁がわ」の普及

- ・地域での支え合い・住民交流をさらに進めるため、「地域の縁がわ」の整備を推進します。

②有料老人ホームの自治会等との連携

- ・県指導指針に基づき、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）が自治会等と連携し、地域に開かれた運営がなされるよう指導します。

3. 成果指標

目標の達成状況を定量的に把握するため、5つの成果指標を定めます。

成果指標			現状値 令和元年度末	目標値 令和8年度
基本目標1：高齢者向け住まいの供給促進				
指標1	高齢者向け住まいの供給数	約人分	19,300	24,300
指標2	県営住宅におけるUD対応住戸の割合	%	27.4	40
基本目標2：高齢者向け住まいの管理・運営の適正化				
指標3	有料老人ホーム集団指導への参加率	%	92.4	100
指標4	要配慮利用施設避難確保計画策定率	%	75.3 (令和2年11月時点)	100
基本目標3：高齢者居宅生活支援の充実				
指標5	自治会等と連携した運営懇談会の設置割合	%	—	100

資料編

1. 第2期計画の実績

「高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心していきいきと暮らす住まいの実現」に向け、4つの目標を掲げ、関連施策に取り組んできました。各目標の成果指標における令和元年度末時点の実績は以下のとおりです。

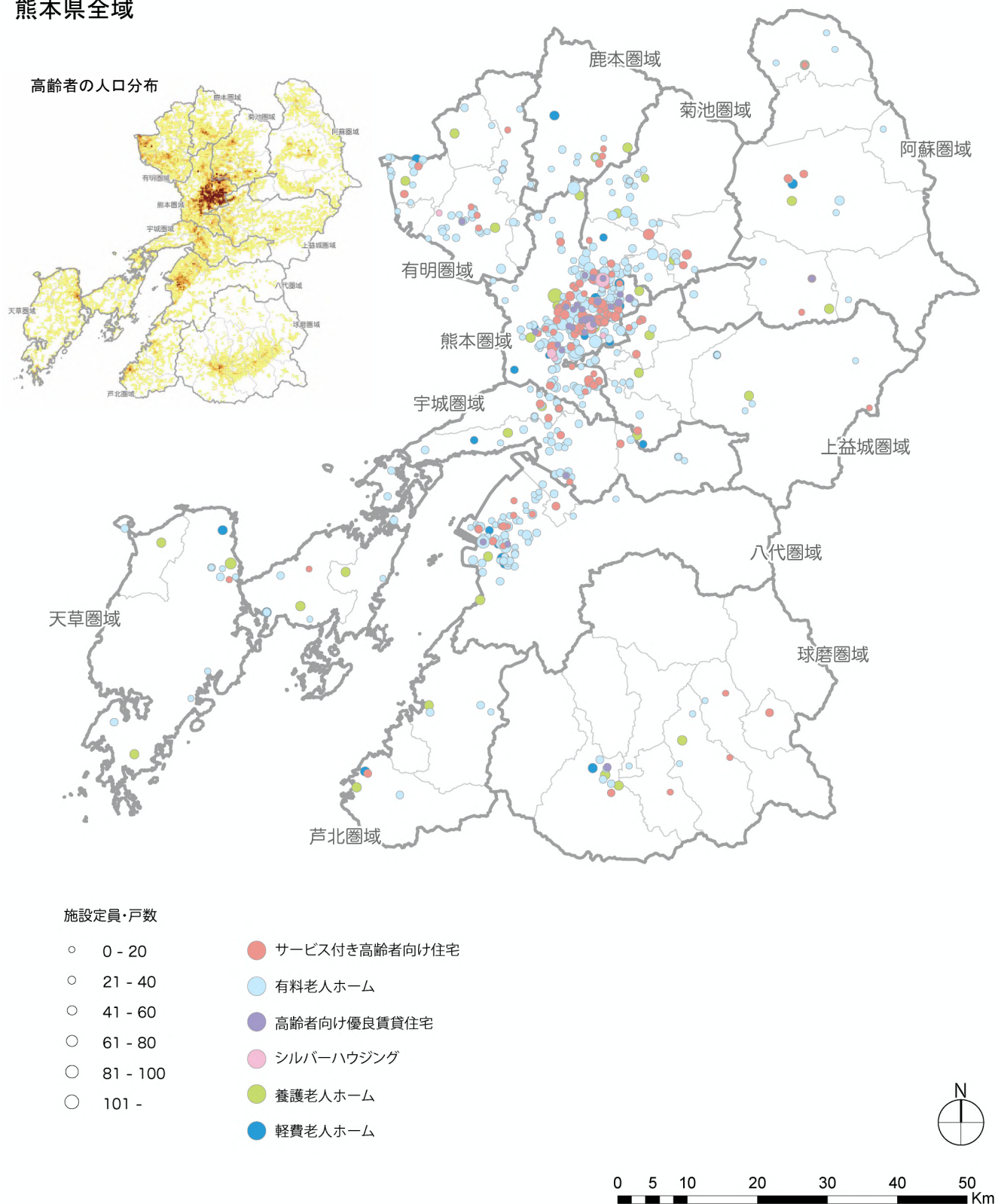
成果指標

		策定時 H25 年度末 実績	R1 年度末 実績	R2 年度末 目標値
目標1 多様なニーズに応じた住まいの確保				
高齢者向け住まいの供給数	約人分	15,039	19,306	22,800
県営住宅におけるUD対応住戸の割合	%	22.5	27.4	40.0
既存の市町村営住宅における高齢者に配慮したバリアフリー対策を講じた市町村数	市町村	14	24	倍増
目標2 住まいの質の確保と住まいを支えるサービスの充実				
生活支援サービスコーディネーターの配置数	人	－	78	70
全要介護認定者数に占めるケアプラン点検件数割合が5%以上である市町村数 (*)H30年度以降は「居宅サービス利用者数に占めるケアプラン点検数割合が5%以上である市町村数」で評価している。	市町村	23	29(*)	45
目標3 入居の支援体制の充実				
県の高齢者の住まい等に関するホームページ閲覧数	アクセス	7,518	86,597	15,000
目標4 地域で支えるサポート体制の構築				
小地域ネットワーク活動を実施する市町村社会福祉協議会数	社会福祉協議会	38	42	45
避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）策定市町村数	市町村	－	45	45
地域ふれあいホーム整備箇所数	箇所	25	31	45

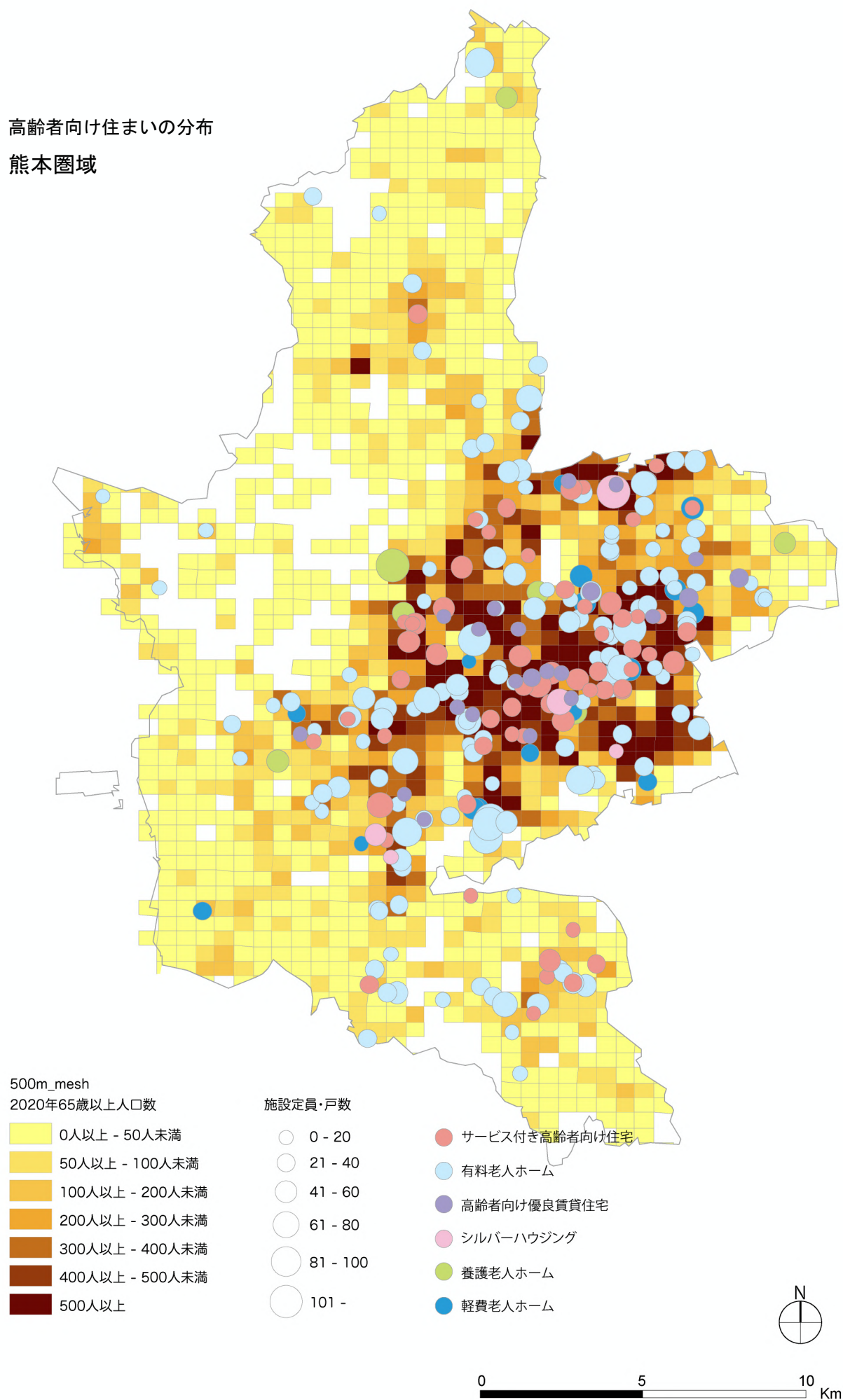
2. 高齢者向け住まい及び介護保険施設等の分布

高齢者向け住まいの分布

熊本県全域

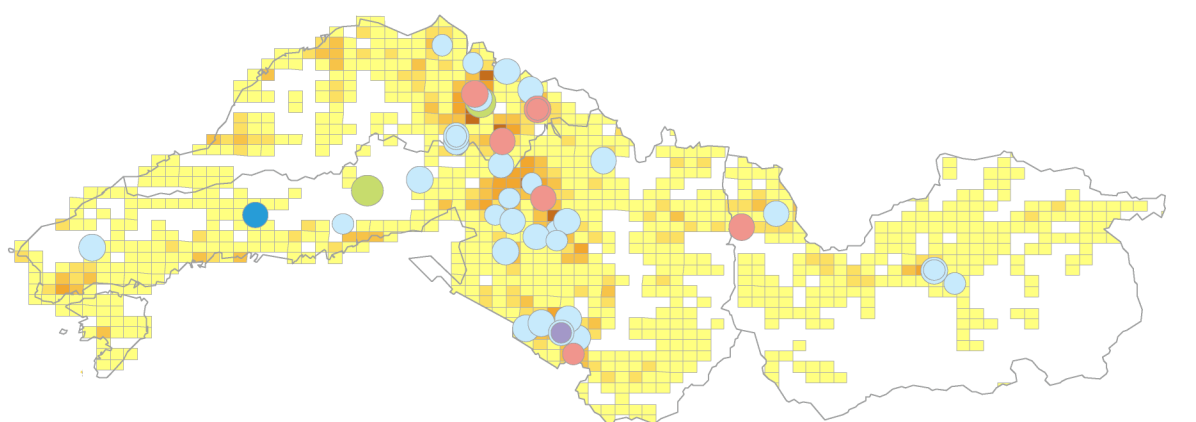


高齢者向け住まいの分布
熊本圏域



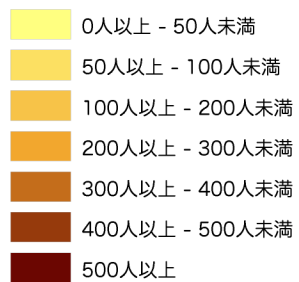
高齢者向け住まいの分布

宇城圏域

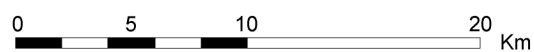
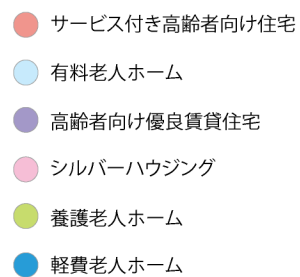
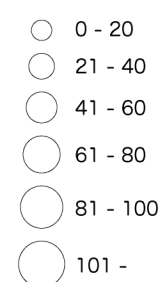


500m_mesh

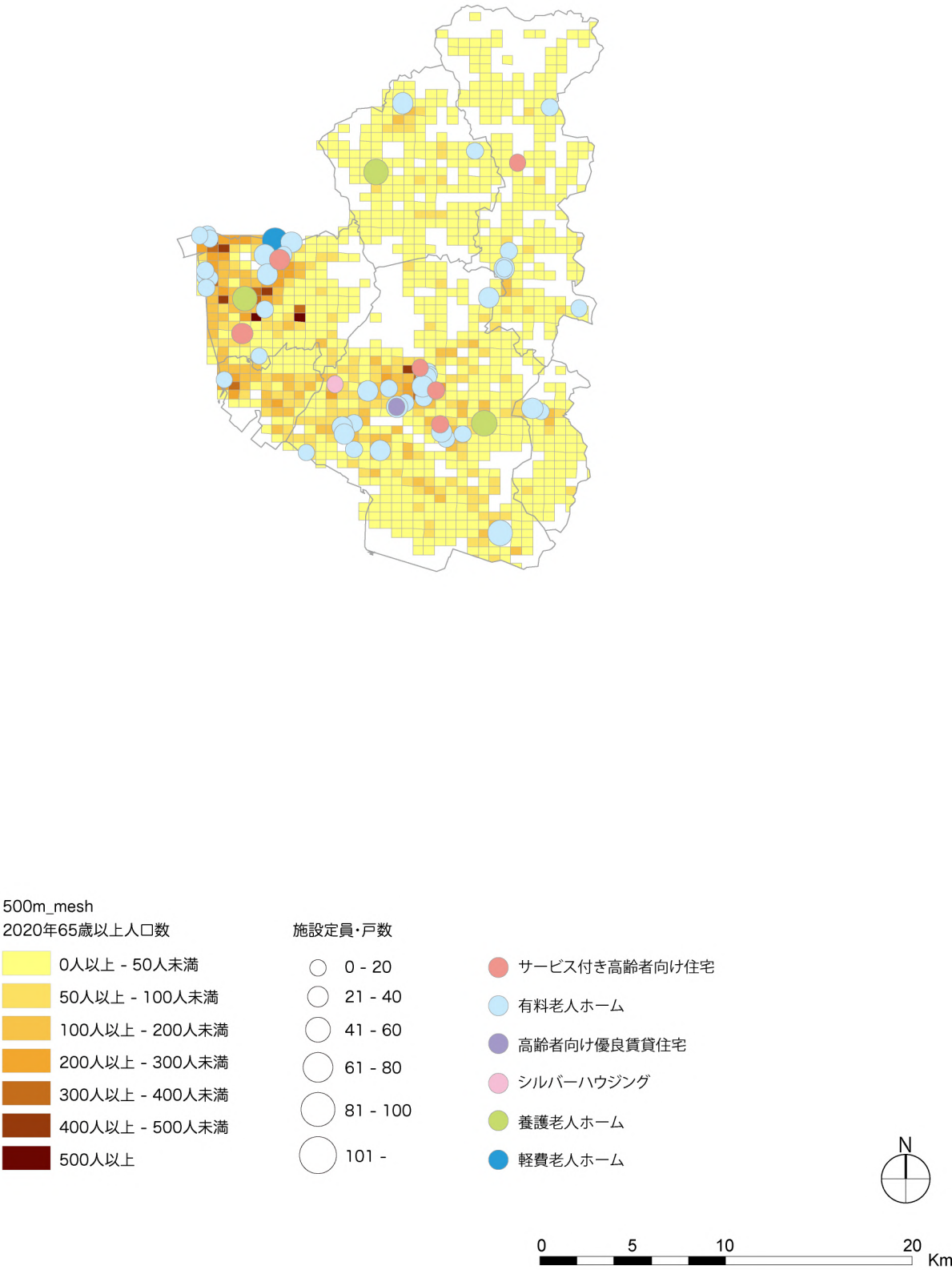
2020年65歳以上人口数



施設定員・戸数

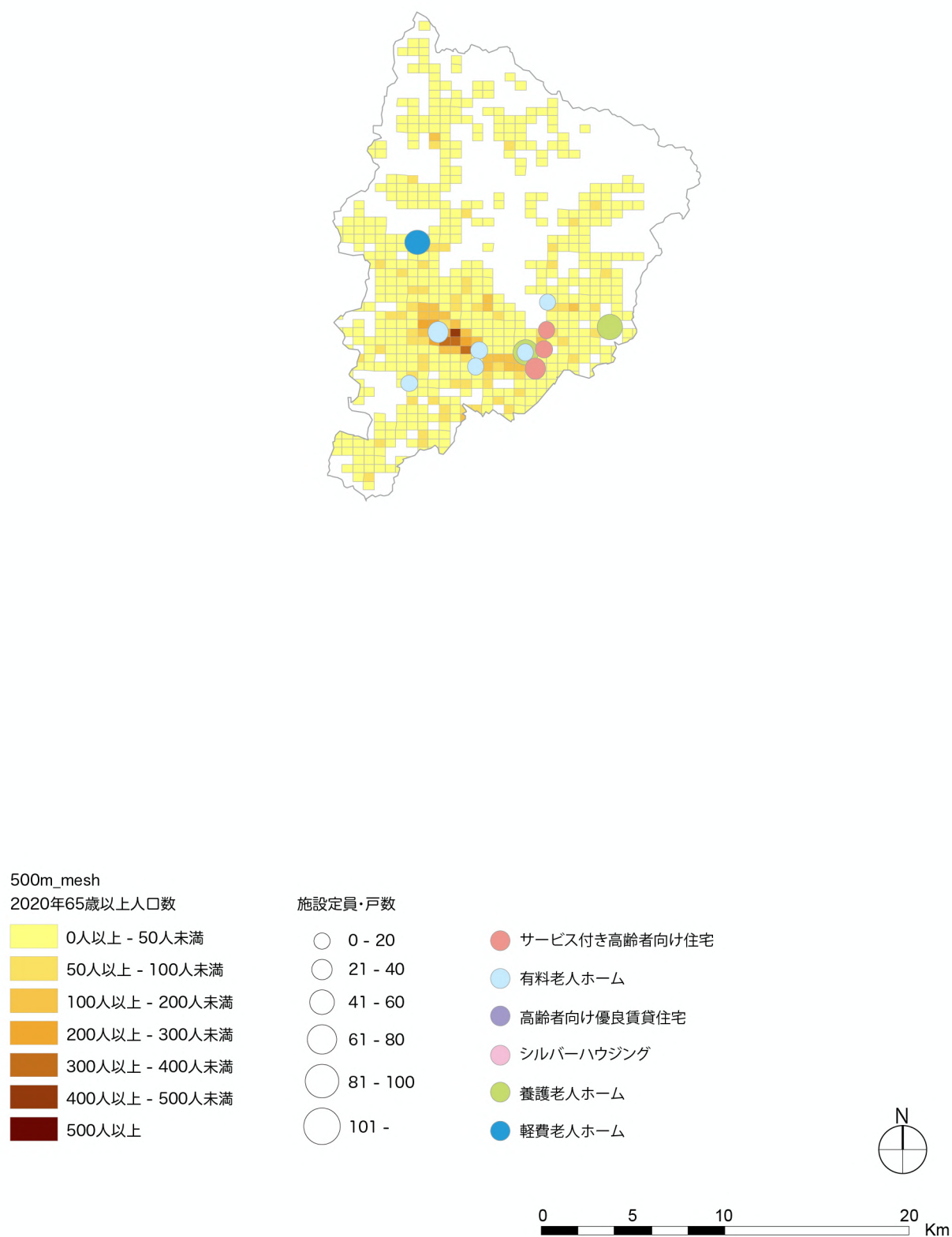


高齢者向け住まいの分布
有明圏域



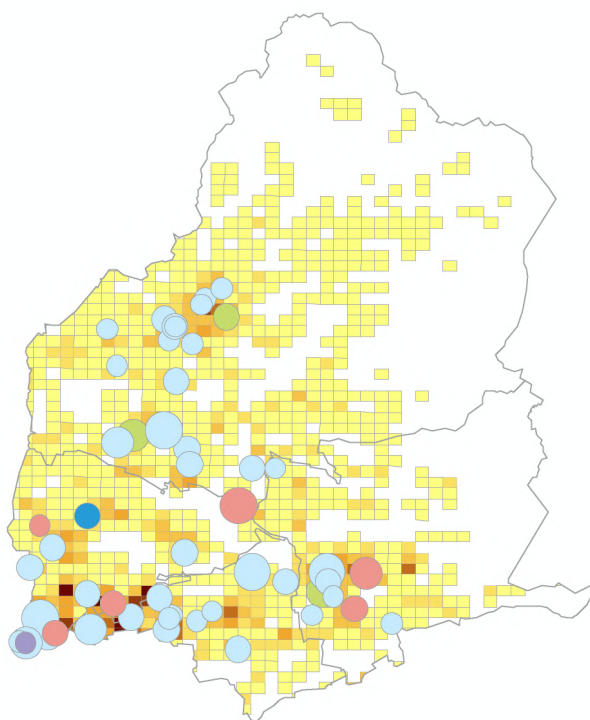
高齢者向け住まいの分布

鹿本圏域



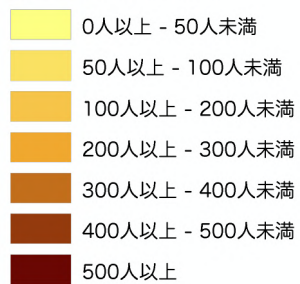
高齢者向け住まいの分布

菊池圏域

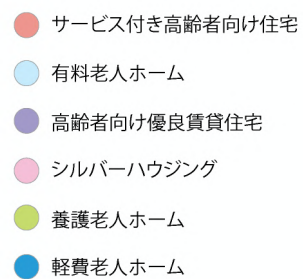
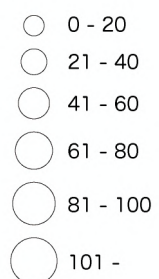


500m_mesh

2020年65歳以上人口数

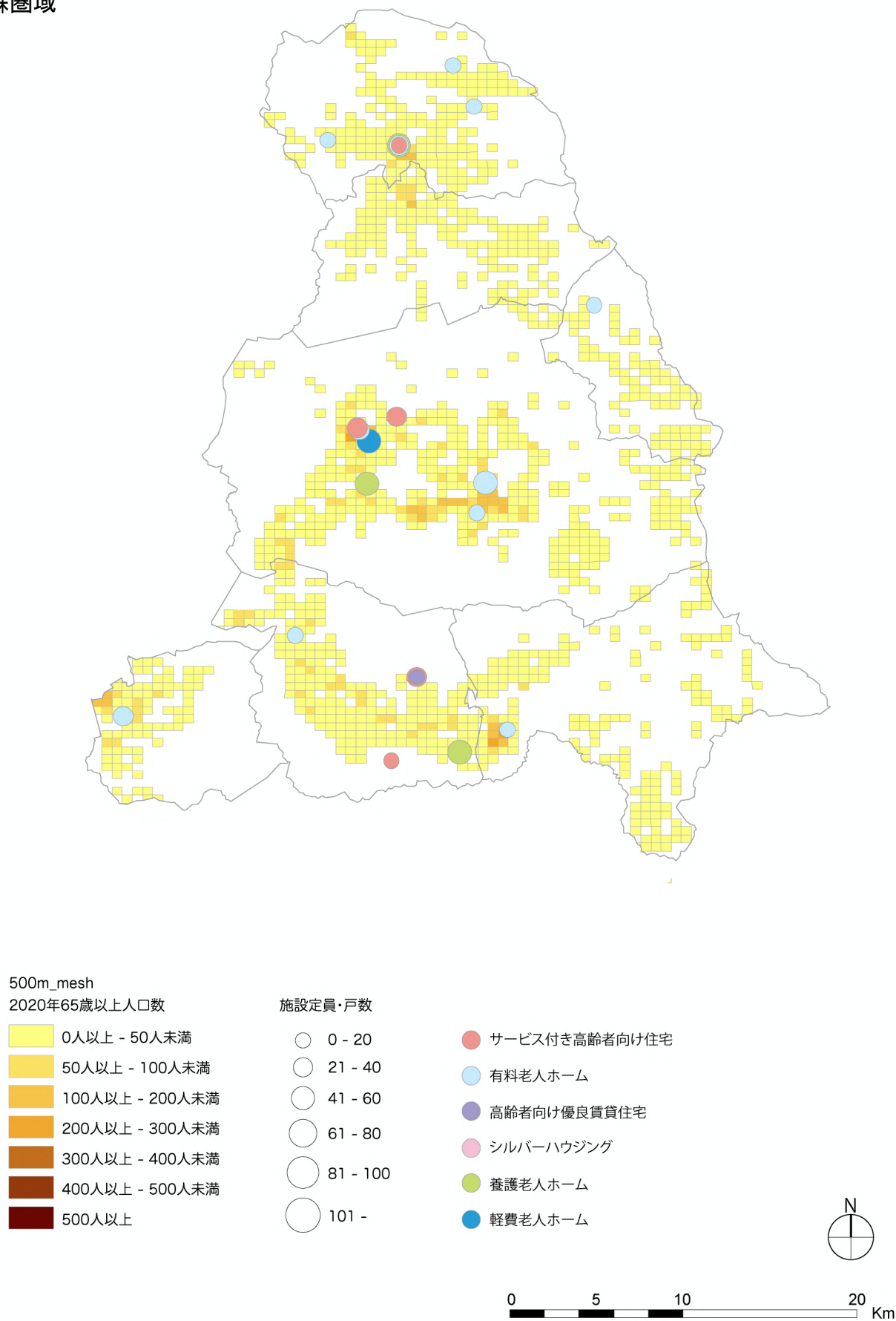


施設定員・戸数



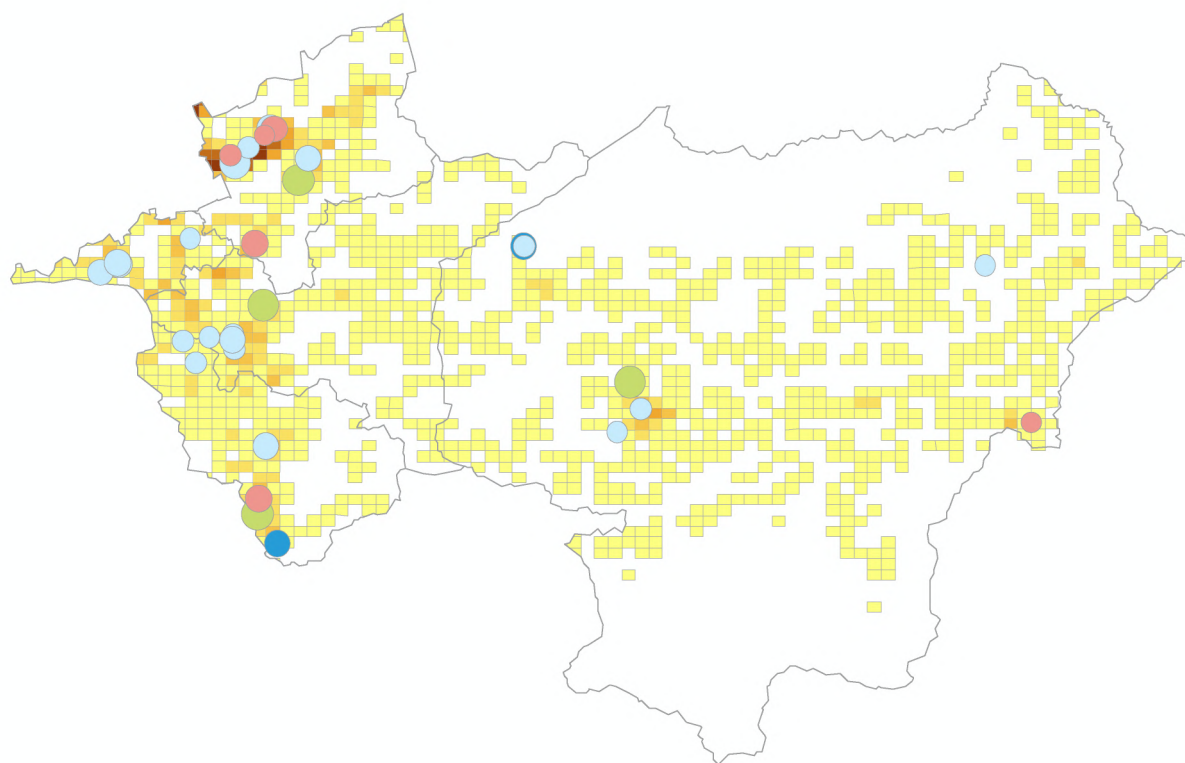
高齢者向け住まいの分布

阿蘇圏域



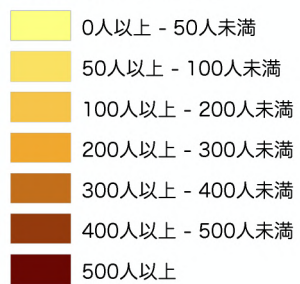
高齢者向け住まいの分布

上益城圏域

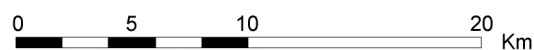
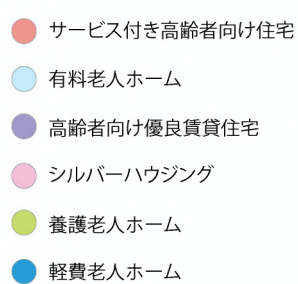
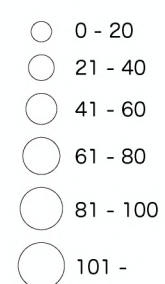


500m_mesh

2020年65歳以上人口数

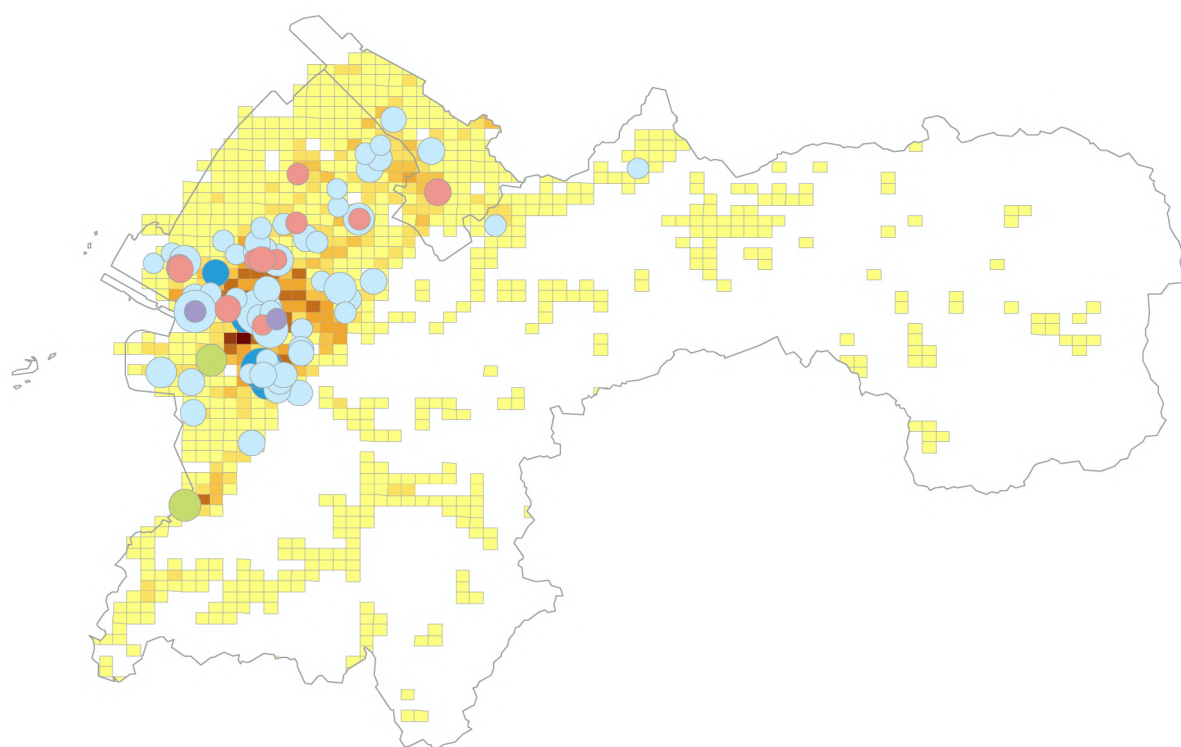


施設定員・戸数

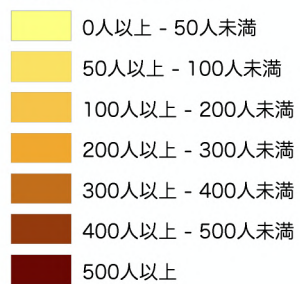


高齢者向け住まいの分布

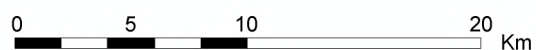
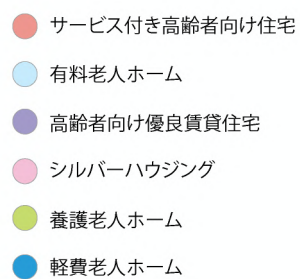
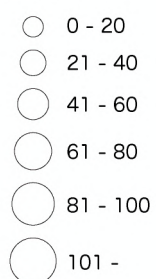
八代圏域



500m_mesh
2020年65歳以上人口数

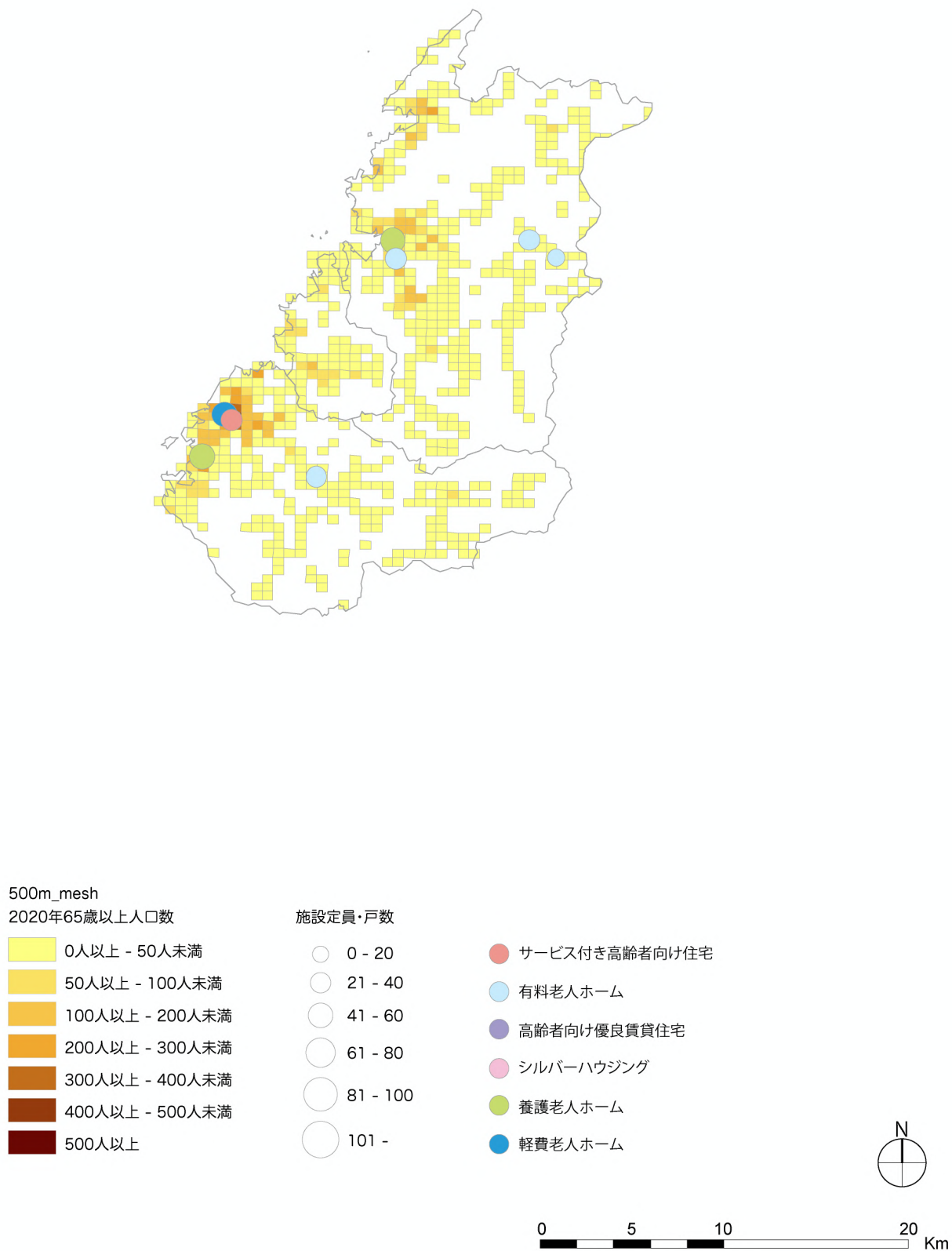


施設定員・戸数



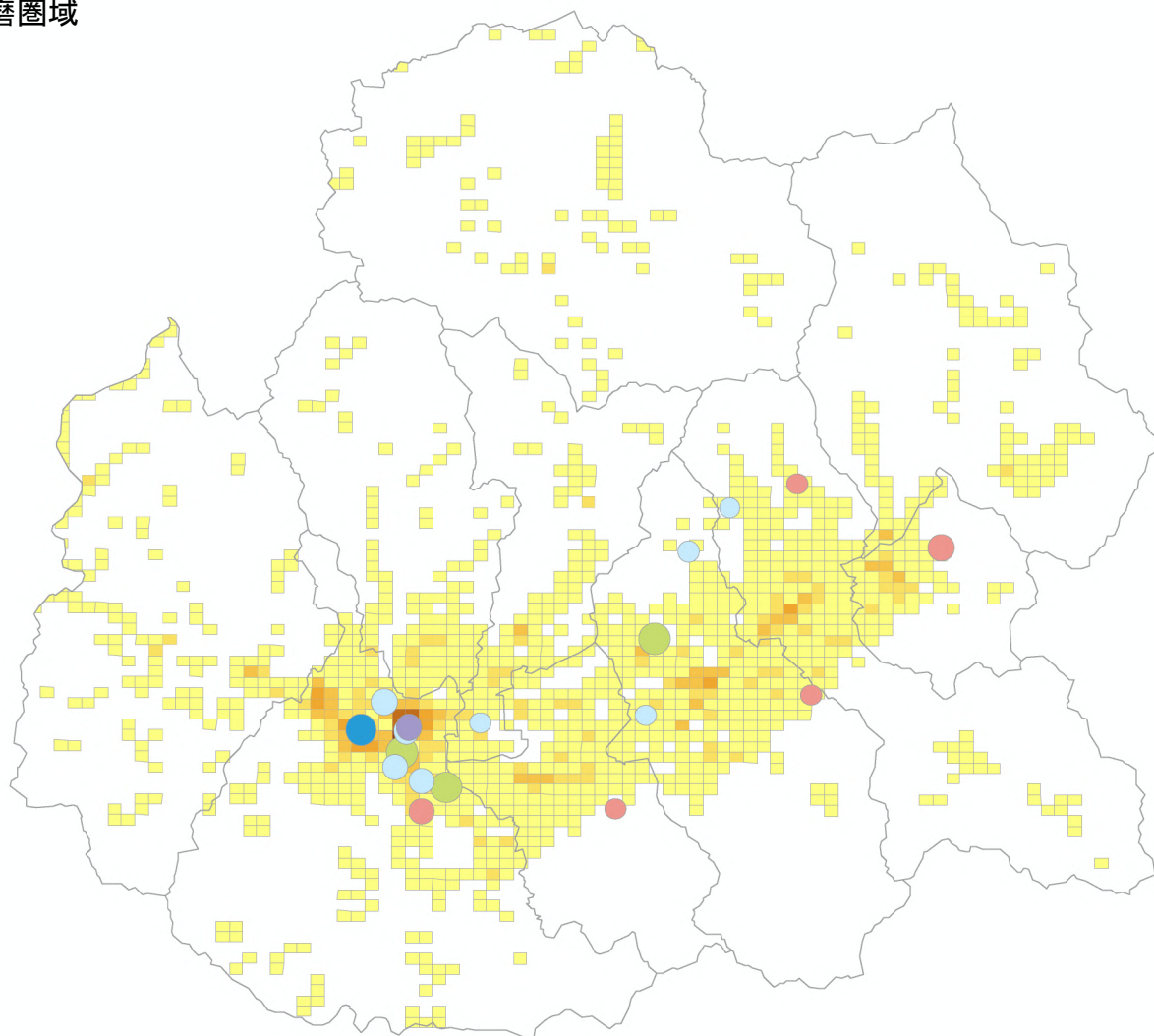
高齢者向け住まいの分布

芦北圏域

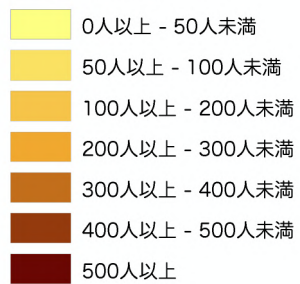


高齢者向け住まいの分布

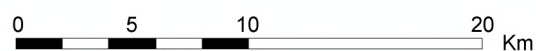
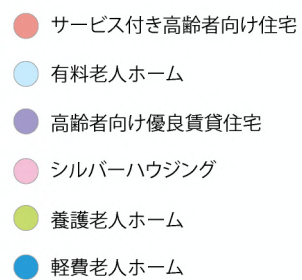
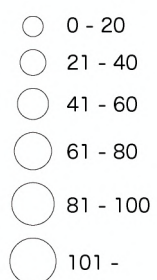
球磨圏域



500m_mesh
2020年65歳以上人口数

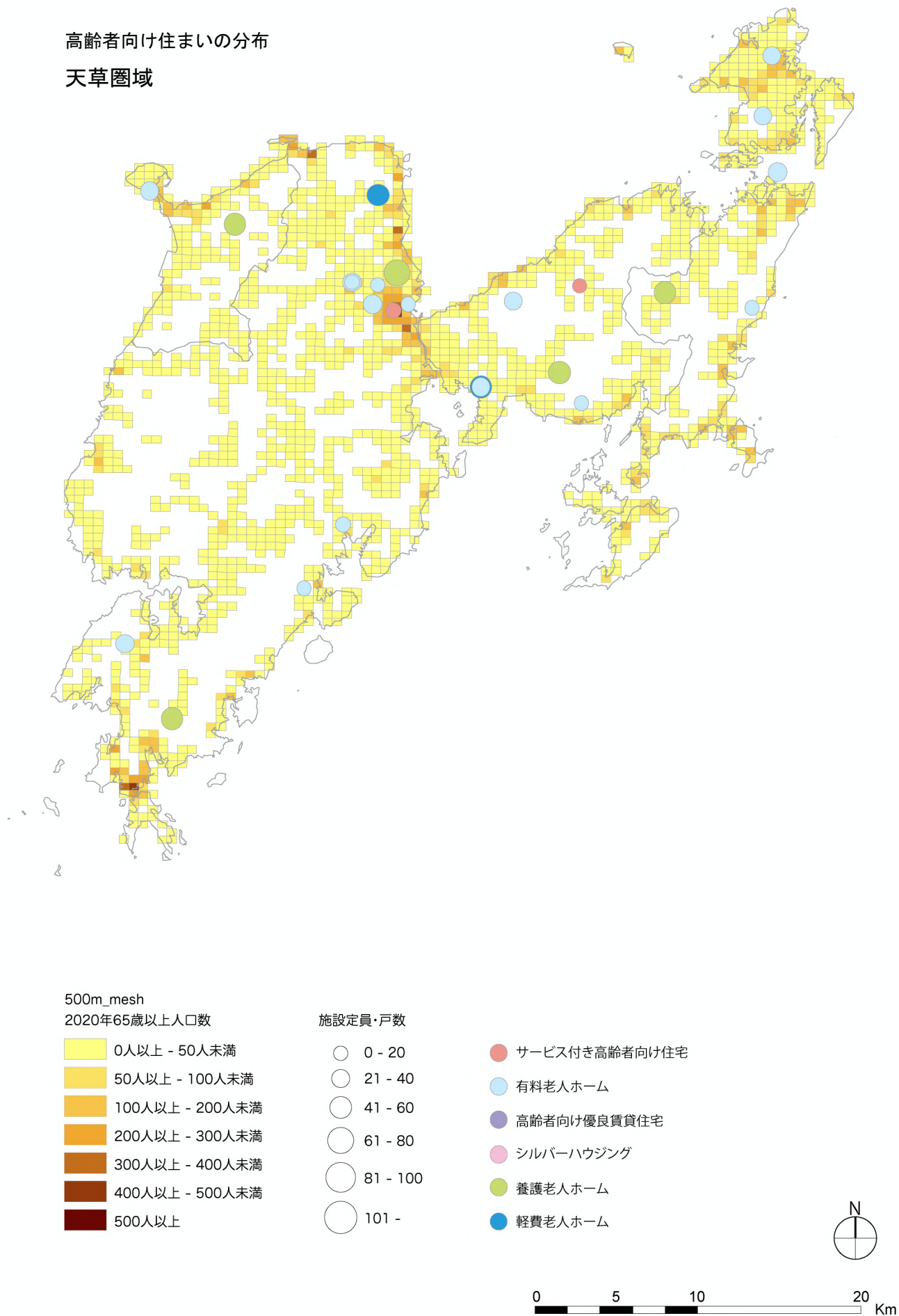


施設定員・戸数



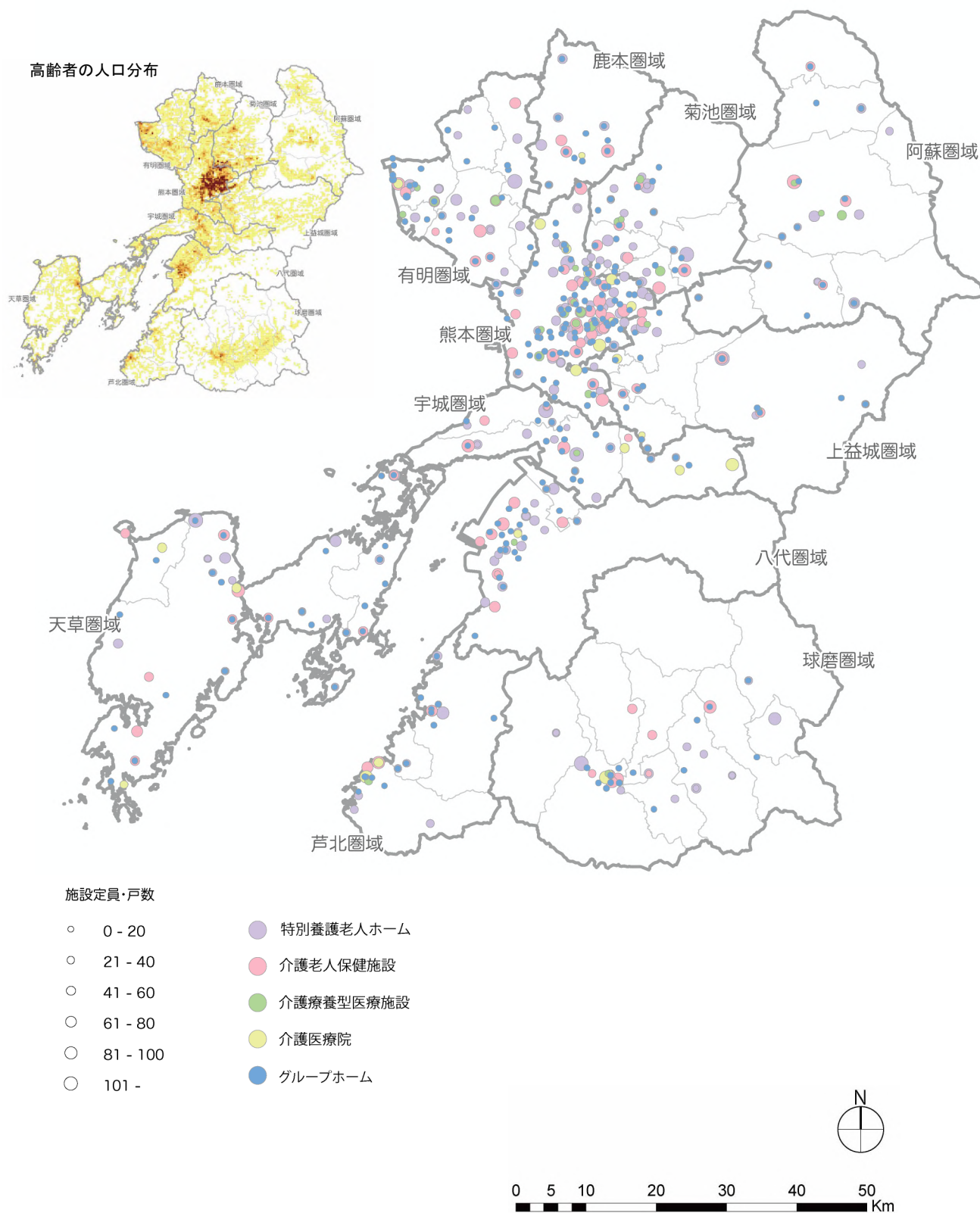
高齢者向け住まいの分布

天草圏域



介護保険施設等の分布

熊本県全域



3. サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームに関する現状

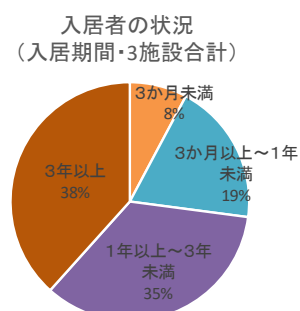
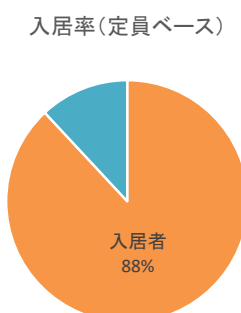
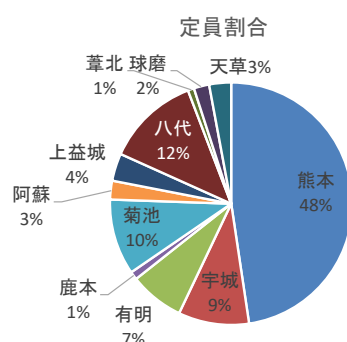
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の実態調査（R2.9.1現在）の結果をもとに集計。

調査対象 536 施設（有料老人ホーム 433 施設、サービス付き高齢者向け住宅 103 施設）
回答数 529 施設（有料老人ホーム 427 施設、サービス付き高齢者向け住宅 102 施設）
回収率 98.6%

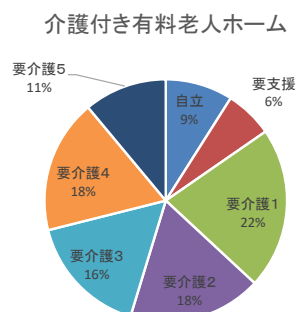
- ・介護付き有料老人ホーム
：介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。（特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの）
- ・住宅型有料老人ホーム
：生活支援等のサービスが付いた高齢者向け居住施設。（サービス付き高齢者向け住宅を除く）
- ・サービス付き高齢者向け住宅
：高齢者向けの賃貸住宅又は老人ホームであって、高齢者にふさわしいハードと安心できる見守りサービスを備えた住宅

（1）入居者の状況

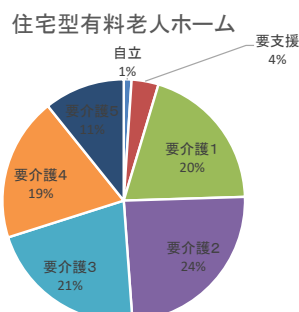
①定員割合、入居率、入居期間



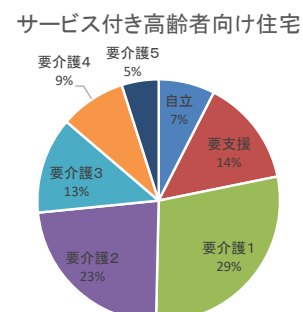
②要介護度



平均要介護度: 2.35



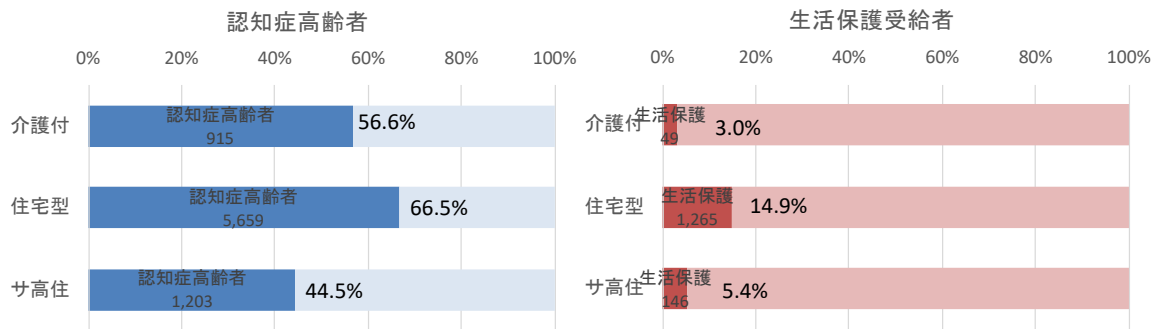
平均要介護度: 2.64



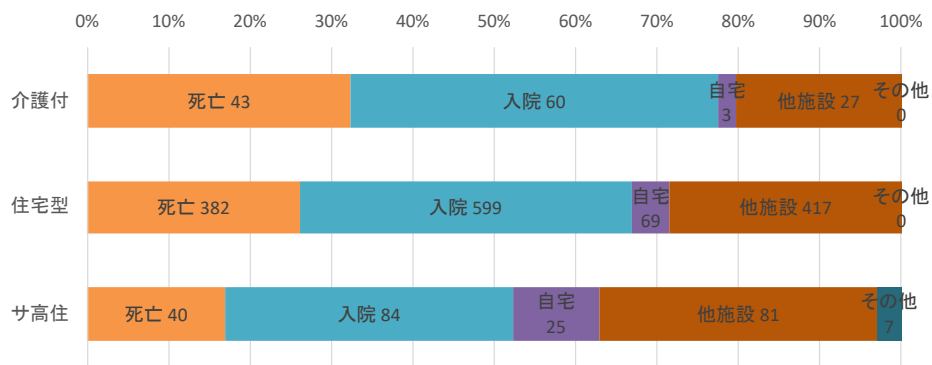
平均要介護度: 1.78

※「自立」=0、「要支援」=0.375、「要介護1」=1、「要介護2」=2、「要介護3」=3、「要介護4」=4、「要介護5」=5として、平均要介護度を算出

③認知症高齢者・生活保護受給者



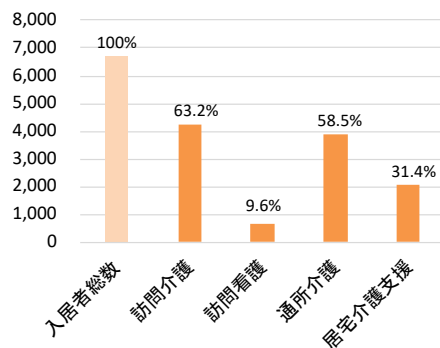
(2) 退居者の状況（退居者数・退居理由）



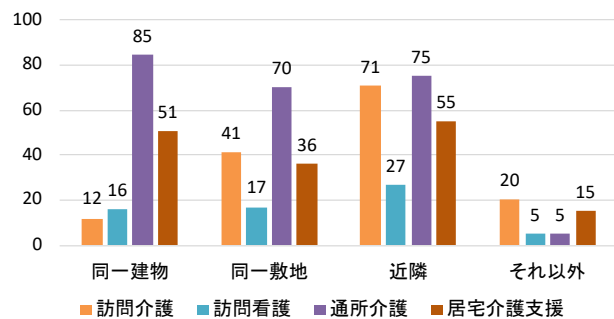
(3) 法人が運営する関連介護事業所

※熊本市内を除く 333 施設が対象

①利用者



②立地場所



4. 第3期熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会名簿

(敬称略、50音順)

氏 名	所 属 等
うちやま おさむ 内山 督	熊本大学名誉教授
おおくぼ ひでひろ 大久保 秀洋	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会熊本県支部事務局長
たなべ はじめ 田邊 肇	一般財団法人熊本県建築住宅センター専務理事
たにぐち ちよこ 谷口 千代子	熊本県地域包括・在宅介護支援センター協議会監事
たにぐち のりこ 谷口 規子	公益社団法人熊本県建築士会女性部会副部会長
にしな のぶこ 仁科 伸子	熊本学園大学社会福祉学部教授
ふじい やすあき 藤井 泰彰	熊本県特定施設入居者生活介護事業者連絡協議会会長

第3期 熊本県高齢者居住安定確保計画

令和3年（2021年）6月

編集・発行

熊本県土木部建築住宅局住宅課

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課

熊本市中央区水前寺6丁目18-1
